

厚岸町議会 平成21年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成21年9月30日

午前10時26分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまより平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

初めに、議案第60号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、8ページ、事項別明細書をお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正。

10ページ、歳入から進めます。

進め方は、款項目により進めます。

10款1項、1目地方特例交付金。

2項1目特別交付金。

15款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。2目民生費国庫補助金。8目教育費国庫補助金。

16款道支出金2項道補助金、1目総務費道補助金。2目民生費道補助金。3目衛生費道補助金。4目農林水産業費道補助金。7目教育費道補助金。

18款1項寄附金、1目一般寄附金。4目衛生費寄附金。

20款1項、1目繰越金です。

21款諸収入6項、3目雑入。

12ページ。

22款1項町債、8目教育債。10目臨時財政対策債。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

14ページから進めます。

1款1項、1目議会費。

16ページ、2款総務費、1項総務管理費、10目企画費。

2項徴税費、1目賦課納税費。

3項、1目戸籍住民登録費。

13番室崎委員。

- 室崎委員 前に議員協議会でご説明もいただきましたし、今回、私、一般質問でも聞いておりますので、大体のところは理解したつもりでおります。ただ、お聞きしていく中で、逆に新たなそうなのかなというような疑問が出てくるところもありますので、一、二お聞きしたいと存じます。

理事者側のご説明は、最終的には本来、国が自分の金でやるべきものだという理屈はそのとおりなんだけれども、現実において、これは町が自前でやるより仕方ないことだ

と。理屈はともかく現実論として、こうじゃないかというふうな結論だったように思われます。

それでちょっと、一、二、この電算化が非常にいいことでバラ色なのだと、要するにメリットがたくさんあるけれども、デメリットというのは金かかるぐらいのものだというような話があったんですが、ちょっとそれには私自身も疑問のあるところがありますので、一、二、指摘をしたいと思います。

それは、文字の問題なのです。文字は大体4万3,000字ぐらいを戸籍文字として現在登録して、それに合わないものはその中に突っ込んでしまう。例えば、これは恐らく戸籍文字の中に入ってますでしょうが、人の名前例に挙げるわけにいかないの、私の名前を例に挙げますと、私の室崎の「崎」の字は山偏に大と書かないで、山偏に立つと書きます。1画違うのです。崎の字でもこれだけで二つあるのです。実は私の祖父の戸籍を見ますと、山の字は上に上がっています。これで崎の字3文字になります。こうやっていきますと、崎という1文字も教科書に出てくる字は1文字しかありませんが、実際には10文字できかないだけあるかもしれません。全部調べたわけでないのだからわかりません。

そういうふうにワタナベの「辺」という字なんかになったら幾つあるかわからんですね、そういうものをある程度の枠の中に全部突っ込んでしまう。そして、私の字はそんな字じゃないんですというふうに異議の申し立てをした人は、これを事故簿というところに放り込んでしまいます。こういうのが今回のやり方なんですね。これは国のほうが、こうしなさいと言っているわけで、厚岸町だけが考えてやったわけではないんですよ。そうすると、あなたの名前異議申し立てすると事故簿に入って、一般の扱いから変わりますよと言われたら、そうしてくださいとなかなか言えないですね。

それから、もっと特殊な場合がありますね。私が、自分の仕事で人様の名前を紙に書くようなことが多いものですから、いろいろなものにぶつかりますが、その中にあえてお名前言いませんが、どうやっても読めない字がありました。それでお聞きしました。そうしたら、この方は、私の先祖が織田信長に滅ぼされたとき、そのときに家臣である私の先祖は、家の再興のために、家の再興のキーワードになるものを苗字の中に入れたのだ。そして、この上のほうの字とこの字をくっつけるとこういう意味になる、これとこれをくっつけるとこういう意味になる、それが何とか家再興のキーワードなのだというようなことをおっしゃってくださいました。こんなものも異議を申し立てれば、恐らく事故簿に突っ込まれるでしょうね。ということは、その人にとってはかけがいがありませんね、そういうもの、こういうことが1点あります。

それからもう一つは、私は余り詳しくないのですが、風見しんごさんがというタレントがいるそうです。この方の娘さんが、この前、交通事故で亡くなりました。それで保険か医療関係の何かでもって、戸籍謄本を請求したのです。そうしたら、そういう名前の方は戸籍の中にありませんと言われた。すなわち電算化をする前に亡くなった方が、戸籍簿に出てこないのです。今、動いているものしか載せませんからね、基本的に、電算化した場合、登記簿でも何でもそうです。

それで、その時の自分の子供の存在そのものを否定されたその痛みというものは、他人にはわからないでしょうと、この人が書いているそうです。そういう有名な人がブログとかホームページに書くものだから、実は私も、実は私もという人がたくさん出て

きて、今、そういうところの扱いをそうしないでくれというような運動も起きているそうです。

この二つが、実は同じ問題なのですね。それは何とか言いますと、事務の効率化ということが優先されて、個人の尊厳ということが後回しにされている、そういうことだと私は思います。これは本質論です。

それで、その意味から、実は私は一般質問のときの答弁の中に、重大視せざるを得ないものがあるわけです。それは私のほうでは、もうちょっと低俗な意味で実は質問したのですけれども、いろいろな記載が落ちてしまうので、1通で証明ができなくなってしまう、だから前のを取らなければならない。それを専門家は原戸籍というのだそうですが、正式には改正原戸籍という、それで原というと現在の現と間違えてしまうので原戸籍というらしいのですが、それを取ってください、そうすればわかりますからということになります。もちろん有料です。だから1通で済むところが2通、2通で済むところが3通ということが起きるじゃないかということを行ったときに、答弁では、記載が少なくなるということは、個人情報保護のためのメリットですと、こういう言い方をなさいました。恐らく国のほうから来る教科書には、そういうことが書いているのだろと思うます。

しかし、今の何とかいうタレントの人が書いているような立場の人に、面と向かってこういうことが言えますか。やはり行政の非常に不遜尊大な、自分に都合よく事実関係をつくりあげてしまう趨勢がこういうところにも出ているというふうな誤解を受けては困るわけです。これについては、もう一度きちんとした説明をしてほしいのです。まず、その点についてお願いしたい。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えいたします。

質問者がおっしゃる文字の関係でございますが、おっしゃったとおり、本人がどうしてもその文字を使いたいということであれば、本人が異を唱えるということで、事故簿ということで和紙原本の戸籍ということになります。これは、そのとおりでございます。その際、やはり個人の尊厳にかかわるような問題があるというお話でございます。そのお話聞いた段階におきましては、私も、それを否定するものではございません。ただ、質問者がおっしゃいましたとおり、基準というものの中では、どうしてもそういう取り扱いになるということでもあります。そうではないということでは、私のほうではお答えはできません。私自身もやはり同じく感じるころはあるところでもあります。

それともう一つ、電子化された戸籍の中では、それを要求する内容が現在の戸籍の中では記載されているものも、電子化された場合には記載されないと、それがために2通を必要とする場合が出てくるということは、前に私のほうで申し上げましたけれども、確かに先ほどの個人の尊厳にかかわる問題もございますけれども、それは否定するものではございませんが、私が申し上げたかったのは、例えば戸籍謄本を提出する際、提出先は必ずしも戸籍に書かれている内容すべてを必要なわけではございませんが、戸籍謄本を取ってしまうと、どうしてもそういう必要のない記載まで知らせてしまうと。そうい

う部分において、今回の電算化の場合は配慮ができるのではないかという旨の考えで申し上げたわけで、当然、質問者がおっしゃるような部分のご心配もあるのだろうというふうには私自身は考えております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 お前の言うとおりでとは立場上言えないので、大変苦しい答弁をしているということなので、それ以上は言いませんが、こういう問題があるのだということですよね、バラ色ではないのですよ。結局、事務の効率化というもののためには、切り捨てられるものがあるということです。

それから、もう一つお聞きしたいのですが、これは本質論なんです、私は法定受託事務というのは国が本来やるべき事務だろうと、それがあれば1号法定受託事務、2号法定受託事務というふうに分かれていますね。1号法定受託事務というのは国の事務ですよ、戸籍事務は1号法定受託事務ですね、それは本来、国の果たすべき仕事であると、それを法律や制令に基づいて地方公共団体がかわりに処理するということだ。そういうふうにした事務は、地方公共団体の事務であることにおいて、自治事務と同じとされているのだから、現実的にまた国がすべて管理しているわけじゃないんだからということとを自前で電算化することの理由として挙げているのですけれども、これはちょっと私にはわからないのですよ。

要するに、法定受託事務だからって固有事務と差別して、そっちはいいかげんな扱いしてはいけません。そういう意味でならよくわかる。また、現実的に町が行う以上は、法定受託事務であろうと固有事務であろうと同じようにきちんとやらなければならない、これはそのとおりなのです。でも、そのことと電算化を自前でやらなければならないということが、どうして同列になるのか、この点についてもお聞かせをいただきたいのです。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 法定受託事務の考え方と、実は今、現実的に窓口で行っている事務、その関係を単に地方自治法の解釈の中で申し上げますと、そのようなことが言えるということでありまして、実はそれがすなわち戸籍電算化は、だから町がやらなければならないのだというふうには、直接的な結びつきとしては考えてございませんが、ただ、現実問題として質問者がおっしゃるように、実際の窓口は私たち事務を取り扱う人間もそうですし、それからお客様もそうですが、そういう判断区分はしません。その中では、私どもお客様の利便性、それから事務の効率化、この両方を考える中で町で進めていく必要があるだろうというふうな考えを持って、お答えさせていただいたものでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 くどくは言いません。要するに、事務を効率化して、なるべく住民サービスをしなければならないという意味では同じなのですよと言っている意味であって、その基礎になる戸籍原簿を電算化しなければならないところを、自前でやらなければならないという理由にはならないということですね、これは明確にお答えいただきたい。ですから、どこまでいっても厚岸町が自前でやらなければならない理由というのは、理屈の問題ではないと、こういうことになるわけですね。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 確かに、法定受託事務、町がお金を出してすべてをやっているかなければならないということになれば、問題になるかと思えます。そういう点でいきますと、当然、戸籍事務につきましてもそのことをもってやらなければならないという認識ではなく、現実問題として、これから全国的に進んでいきます。その中で取り残されて、住民サービスの格差が生じないようにする、そのようなことを考えますと、町としてやらなければならないというふうに考えている次第でございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 どこまでいっても基本的な考えの出発点が違いますから、このあたりでやめます。それから、もう一つ言っちゃおうと、戸籍電算システムそのものの枠を超えた話になってしまいますので、それもやめます。

それで、結局は7,600万円かけてこれをやるということは、国のほうでは努力目標としてやれというふうに出しているわけですよ。それに従って、各自治体が理屈はともかくということやってきたと、だからひざを屈するより方法はないのだと、その圧力に対してということですね。

それから、例えばいろいろな理由が挙げられていましたけれども、古い戸籍簿なんか紙が風化してくるといふか、手づれやいろいろなものでもって破れかかっていると。これについてはちゃんと、新しく編綴し直すという制度もあるのですけれども、そういうようなことをしたり、あるいは古いもの、もう動かなくなっている除籍簿なんかだけを例えばコンピューター化して、映像でもってぼんぼん見れば紙を一々使わなくてもいいとか、いろいろな方法はあるのだけれども、そういうものは国のほうはうんと言わないわけですね。そして今回のように、全面的に多額の金をかけて、そしてこういう貧乏町村がやらなければならないのだというのが現実なのだ、これはどうにもならないのだと、こういう発想でことを進めていると、そういうことなわけですね。現実問題には簿冊でもできるのだけれども、そんなことをやっていたら国のほうがいい顔しないと、そういうことですね。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 戸籍を電算化するという事は、今現在の戸籍を電子化する

ということでございます。それは国が決めた基準にのっとってやらなければならないということでもあります。古い原簿を引き直す際、これは前にも何かの機会に申し上げたかもしれませんが、実は転籍をしてくる、それを作成するというときには、電子化された戸籍を現在の戸籍、和紙原本に引き直しするということになれば、新たな作業が出てきます。そういった中では、これからの戸籍の管理の仕方として、かなり難しくなるだろうというふうには考えてございます。

また、いろいろな実は戸籍の事務処理の中では、今までも作業方法としてはタイプライターに代えたり、それから釧路市などが簡易的な戸籍電算化システムを取り入れていた例もありますが、それらとて最終的には使えなくなるというような状況の中では、今、何度も言いますが、全国的に広まってございます戸籍電算化の国が定めた基準の中での戸籍原本をつくっていくという方法にいかざるを得ないというふうには考えてございません。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。
戸籍住民登録費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、4項選挙費。3目町長選挙費。
12番岩谷委員。

- 岩谷委員 ここでちょっと、選挙時の看板等についてお尋ねしてみたいと思います。
これは、看板は直営、あるいは民間で設置するようになっておりますか。

- 委員長（竹田委員） 総務課長補佐。

- 総務課長補佐（木村課長補佐） お答えします。

看板については町内の建築業者さんに、普通工事発注と同じく指名選考で選考いたしまして、入札で発注しております。

- 委員長（竹田委員） 12番岩谷委員。

- 岩谷委員 それでは、この設置場所についても、これは町の指定、それとも業者が立てるのですか。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

総務課長補佐。

- 総務課長補佐（木村課長補佐） 看板の設置場所ですけれども、事前に選対職員が現地を調査しまして、なるべく官公庁の敷地内を選定しますけれども、どうしても地区的に民地をお借りする場合は、その土地の所有者の方にお話をして、承諾をして選定しております。それで各投票区ごとの指定場所を一覧にしまして、業者には示しております。

- 委員長（竹田委員） 12番岩谷委員。

- 岩谷委員 といいますのは、実は湾月町の自治会館の朝儀跡という史跡のある場所ありますね、そこに実際立っているという部分で、厚岸町は歴史の発祥の地としても大変有名だということで、ちょうど史跡の立っている前に看板を設置したときに、それが全然見えないと、おかしいんじゃないかと。そういう指摘が町民のほうから上がったもんですから、実はこれを今お尋ねしたわけですがけれども、別にどうのこうのじゃなくして、やはりあの場所については史跡があるのであれば、管理は町のほうでしていると思うのですよ。それで前には、朝儀跡の史跡については、草刈りも十分になされてあったのだけれども、現在は草も伸びて相当汚い、見たときに景観が悪いという、そういうお話もございました。

そんな中で、もし今後、看板等を設置するに当たっても、十分注意しながら看板を立ててやってほしいなど。町民から史跡跡については、史跡については草刈りというのは史跡の場合は、町内にまだまだたくさんございます。でも一番見える、当然、湾月町の朝儀跡の史跡については、目に触れるところですので、看板等設置についても十分注意して設置していただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 総務課長補佐。

- 総務課長補佐（木村課長補佐） 歴史ある石碑の前に看板を立てたということで、大変配慮がなく申しわけなく思っております。次回からは、そのようなことのないように注意いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、20ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

13番室崎委員。

●室崎委員 簡単に済ませます。

災害弱者という言葉がありますけれども、事故や災害があったときに体が不自由だったり、あるいは衰えたりしていると、避難するということが大変になります。それで、これは一般質問の時にもちょっと言いましたけれども、家庭用の火災報知器みたいのが今、各家庭に設置義務が出てきたのですよね。いつまでにつけなければならぬ、そろそろ年限も来ているのじゃないかと思うのです。何年以内につけなさいでしたからね。

それで、ある町ではこれをお年寄りの家庭だとか、障がい者の家庭だとか、低所得者も入っているようですけれども、そういうところに所得制限になるのかもしれない。それちょっと詳しいことわかりませんが、配付しているのですね。そういうようなことは、厚岸町は考えてみたらいかかと思うんですが、そういう点でいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 火災報知器の町民向けの配付のお話でございます。

私ども現行条例で持っております制度は、高齢者の方々の単身世帯、それから高齢者のみ世帯、それから障がい者の方々を対象にしました器具の提供というものをやっております。委員おっしゃられるように、障がい者の部分につきましては窓口対応の中で、ほとんど対象者の方には貸与がされているという状況でございます。それで高齢者の部分につきましても、所得税非課税の方には無償で配付がされると、貸与がされるという制度でありまして、所得税課税の方については一部自己負担もでございます。1申請当たり、2個まで貸与が可能という制度でございます。

おっしゃられますように、生活安全という立場で災害弱者の方々に対して、施策の展開はできないのかというお話でございました。私ども今議会でも議論をいただいております経済対策の交付金を利用できないかということも含めて、実は事業を組んで提出をしたという経過ございますが、結果的にはもっと優先する事業も含めて精査された中で、今回は対象になっていないということでございます。それで、従来から持っております制度の中でどう周知をし、広めていくのかという課題も別途ございますが、3カ年事業のソフト事業の展開も含めて、今後の施策の中でさらに詰めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 そうすると、熱感知器と煙感知器でしたか、それは現在、高齢者世帯と障がい者世帯に関しては既に制度があって、行っているのだということなのですね、今の話では。こちらではこのぐらい必要だろうといううちの何割ぐらいは、既に貸与なり何なりでもって設置されているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 設置数については、ちょっと数字を持ってきておりませんので、ご了承いただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、障がい者の方につきましては窓口対応の中で、ほぼ必要な部分が設置をされているという状況だというふうに思います。そんなことで、ご了承いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 障がい者のほうについては、ほぼ行き渡っていると、高齢者のほうについては何割りぐらい。高齢者として町のほうで、この制度を利用してほしいと思うのは何戸ぐらいあって、そのうちの何割りぐらいまでは普及しているというのがあると思うんですが、それは今、手元に数字はありませんか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 手持ちの資料を今確認しておりましたが、申しわけございません。配置している数字について、数字をお示しできないことについて申し訳ないというふうに思っております。

事業要求させていただいたときの数字は、単身の世帯が約600、それから高齢者のみ世帯も600程度でありまして、合わせて1,200という数字をベースに、約840世帯程度の配付が必要であろうということでの事業要求をしております、逆算しますと、制度を利用されている方、それから町の制度とは別にご自分もみずから購入されて設置をされているというようなことも含めて、その程度の普及はされているのではないのかなという判断の中で出した数字でございます、実態を把握した中での数字ではないということについては、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 余りくどくはやりません。ただ、高齢者の方で私の知っている方で、こういう制度あるのを知っている人は1人もいなかったんですよ。余り町民の中に知られていないのではないかと思うのですよね。ですから、消防の方のほうから聞くと、これが設置されていると命だけは助かる確率がすごく高くなるのだと、だからおまえの家も早くつけろというふうに言われるのですけれども、それでやはりこういうものは皆さんに周知して、たしかお店で買うと5,000円切るぐらいの値段だと思うのですよ。煙と熱とあちこちつけなさいと言われると、結構いい出費になりますので、こういうような制度があることで弾みがついていくと思いますので、ぜひこれは周知を徹底していただきたい。

それから、障がい者の方でも、果たしてみんなわかっているのかなというような対応の方もいらっしゃるの、そこのところもまたよろしくお願ひしたいというふうにお願

いいいたします。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご提言の内容ごもっともございまして、私どもこの制度の普及に関しましては、実は消防署のほうの各世帯の指導も含めた実態調査というのがあるというふうに伺っております、その際に、既に設置をされている部分につきましては対象にならないのですが、設置のないところについてはPRも含めて勧奨をお願いしたいというような連携も、実は図らせていただいております。そういう意味で、今後の中におきましても消防のほうと連携をさせていただきながら、実態を把握し、量の普及に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

●委員長（竹田委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 福祉課のほうから障がい者対策ということで進めている内容でございすけれども、この給付をさせていただく対象者の方のリストを数年前から毎年作成しております。年度終了時点、新しく始まる前に該当になっておりますと、ご申請くださいというご案内を差し上げていただくということで、今年度も16件ほど利用の申請をお待ちしているところで、順次やっておりますのでご理解願いたいと思いません。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 この社会福祉センターの運営費247万8,000円なのですが、これは何のための助成金なんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答えいたします。

社会福祉センターのトイレでございすが、2階の部分でございすけれども、現在、洋式化がなされていないということで、2階のトイレの部分に洋式化を図るというのが一つでございす。それから、1階にもトイレがあるのですが、事務室の横のほうのトイレなのですけれども、和室は洋式となっておりますが、便座に座って立ち上がるとき狭いものですから、壁を広くするというそういう作業がございす。まず、トイレの関係でございす。

もう1点は、福祉センターの非常口が1カ所事務室を通過して、各会議室の廊下を通っ

て厚岸小学校側に抜ける非常口がございまして、これ鉄のドアが経年劣化のため、さびについて渋くあきにくい状況になっております。これの取りかえでございまして。

3点目が、福祉センターで結婚式とかやる一番大きいホールでございましてけれども、暖房用の機械がございまして。暖房機でございまして、そのメンテナンスをずっとしていないものから、昨年、1カ所故障したという経過もあって、残りの2基をオーバーホールというのですか、清掃作業をさせていただくといったこととございまして。

それから、細かな部分ですけれども、トイレに戻るのは、今、ペーパータオルで利用者に手を拭いてもらっているのですけれども、衛生的に考えてエア、空気で乾かすシャワーの取り付けを考えて、大きな点で5点ほどの改修工事といいますか、修繕等の内容でございまして。トイレの洋式化と壁の一部広くするといった部分ですけれども、金額でいくと132万2,000円になります。それから、1階非常口の改修の部分が59万4,000円となります。それから、ホールの暖房機のオーバーホールが2基分で26万2,000円になります。それから、エアシャワー、手洗いなのですけれども、6台で30万円、合計247万8,000円という内容になります。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、2目心身障害者福祉費。
10番谷口委員。

●谷口委員 障害者自立支援対策推進通所サービス利用促進事業、これの内容を教えてください。

●委員長（竹田委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答えいたします。

まず、通所サービス利用促進事業という事業の中身でございましてけれども、全道各地に当町出身者の利用者がおります。それで自立支援法施行以来、新たな事業所ができてきた、そこに通所するために、実は各事業所で送迎サービスの上乗せに今苦慮しているといったところです。その送迎を円滑化し、事業所を利用しやすくするための補助が、この事業の内容となっております。事業の内容は、そのようなことでご理解いただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすると、これは年間これだけの送迎にかかわって必要だと、今年度の事業としてこれだけ必要になるということで、これは本人負担はあるのですか、ないのですか。全額この事業で送迎ができるというふうに、対象者含めて、まずくなければ教えてください。

●委員長（竹田委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答えいたします。

まず、今回は補正で230万4,000円の追加という提案でございます。当初予算は20万円の計上でございます。20万円の内容は、当初予算の内容では、平成20年度の当初予算、まだ平成20年度では、この事業の利用見込みがわからない状況の20万円という計上だったのですが、それを1年経過し、前年度もまだ利用状況が不確定な部分があったものですから、今年度も実は当初では道内2カ所で20万円という計上をさせていただきましたが、この事業については年度途中で北海道が全道の利用状況を調査し、利用者の市町村に交付するという内容になっております。それが全道で7カ所ということがわかっております。金額でいくと250万4,000円という金額が1年分となります。先ほどの20万円を差し引いたから230万4,000円が今回の補正額であります。

次に、利用者負担はございません。ゼロという内容となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

4目老人福祉費。

10番谷口委員。

●谷口委員 6月の議会で資料をいただいております。それで95人の待機対象者がいるという資料で、昨日だったかの一般質問の答弁の中に、依然として95人待機がいるというような答弁であったと思うのですけれども、その間、入退所があったんでしょうか、なかったんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 6月に渡しました資料なんですが、それ以降、4名ほどの移動がございます。そのうち今現在、4名移動ありまして3名の入所されておまして、もう1名もうすぐ入所予定になっております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 6月の時点で50名の入所者がいましたよね、それで入所者の福祉施設としての入所者が43名、旧措置者が7名ということで、このうちそれぞれ介護度が示されてお

りましたけれども、どのランクの人が退所されているのか、移動されてここから人数が減っていったのか。

それから、今回、入所された方のうち厚岸町の待機者が、どのランクの人が何名入所されているのか、今後予定されているのか、その辺も含めてちょっと教えてください。

●委員長（竹田委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） まず、退所された方なのですけれども、この方々は介護度5の方が4名退所という形になっています。福祉施設のほうです。4名です。新たに入所される方は、介護度4の方が2名、介護度5の方が1名という形です。もう1人、新たに入所される方は、今のところ5の方を考えております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 これはいずれも町内の方ですか。

●委員長（竹田委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） すべて、厚岸町内の方でございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 それともう一つお伺いしたいのは、6月の議会で一番下の欄に、待機年数が6年から8年、介護度5でも2人待っているというような状況でありました。それで、今回これが町内含めているのか、町外もいるのかちょっとわからないのですけれども、町内の待機者の中で待機期間が大幅に長かった人が、今回の移動で入所できるようになったのか、それから予定された1名の中にも含まれているのか。その辺では、今回の待機者、新しく入所される方の待機年数等はどういうふうになっているんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 大変申しわけないのですが、そこまでちょっとまだ精査してなかったものですからあれなんです、基本的に待機年数が長い方は、基本的に介護度5の方ですので、こちらのほうから何度か入所についてのお問い合わせはしているのですが、もう少し家族のほうでみたいということで、そういう形で入所されていないという状況ですのでご理解賜りたいと思います。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 介護度が高くて、長期にわたって待機している方が6月の段階でも、介護度

5の人は6年から8年のところに2人いるわけでしょう。4の人で5年から6年のところに3名いるというようになっているのですけれども、95名の中すべてが町内の人ではありませんけれども、町内の待機者は89名もいたわけでありますから、大多数はどこかに入ってくるのだらうなということで、やはり介護度が4、5、来月からまた介護の度数変わっていくみたいですが、ところがこの厳しい状況で調べていても介護4、5の人が5年以上8年未満で5名もいるということを考えると、この人たちがどうなっていくのかということが非常に大事だと思うのですよね。これについては、解消されていくのかされてないのかが、非常に大事なことはないのかなというふうに思うんですよ。

1年でも2年でも短期間でも大変なんですけれども、これが5年、6年、長い人は8年も待ってなければならぬということになると、とっても待機しているというのを越えてしまっているのではないのかなというふうに思うんですよ。その辺は、どういうふうに配慮して今回の入所に当たって入所者を決定してきたのか、その辺はきちっと明らかにしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 私、以前にもちょっとお話させていただきましたけれども、待機している年数じゃなくて、あくまでも介護4、5重度の方を優先しながら家族状況はどうなのか、介護状況どうなのかということを確認しながら、入所を判定させてもらっているというお話させていただいていますが、現在、こういう形で確かに長く待たれている方いらっしゃいます。この方々につきましては、当然、うちのほうから現況とかお話伺って、その中でご家族のほうは一応申請は出していますけれども、もう少し待ってほしい、逆に待ってほしいというお話で、こういうふうに長くなっている方もいらっしゃいます。そして10月以降に、この95名の中には町外の方も入っていますが、今後、すべてこちらのほうで現状を把握している、結構こういうふうに待っている方が長いものですから、現状ほかの施設に入っていたりとか結構ありますので、そのあたりもう一度精査し直すということで、来月以降そういう形で動くことは考えています。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

13番室崎委員。

●室崎委員 認知症高齢者対策として、国が進めている100万人キャラバンについては、厚岸町もこれから進めていくんだという話を聞いておりますが、この後どのようなことをいつころまでにこういうことをやって、それからこういうことをやってという手順が決まっていると思いますので、それを明らかにしていただきたい。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

認知症高齢者の行政が行うべきサービスのつなぎでありますとかという部分、それから一般質問の中で出されておりましたが、介護サービスの中では24時間、365日の居宅で生活することが非常に大変だという実態の中で、厚岸町の介護保険事業計画はどうあるべきかというところのお話だというふうに思います。

21年度スタートしました介護保険事業計画、それから高齢者の健康計画の中でも策定の段階でいろいろなご提言をいただいて、厚岸町としても認知症高齢者を対象にした地域の見守りシステムというものを進めていこうという計画を文言の中に実は入れていただきました。前触れが長くて申しわけございません。

それで具体的な進め方でございますが、今回、20ページ、21ページに老人福祉一般ということで、旅費を計上させていただいております。これは10月18日に、実は北海道が主催をいたしまして、キャラバンメイトの行政研修というものを1日の研修でございますが、取り組んで、キャラバンメイトのいない市町村を、優先的にどうでしょうという案内が来たものですから、私ども対象となります事業所支援センターの職員でありますとか、それから介護従事者、これはケアマネージャーでありますとか施設職員でありますとか、それから民生児童委員の皆さん、結構対象者の幅、枠が広がりました。

基本的にはボランティアで認知症高齢者の、認知症サポーター養成講座を担当していただける方の参加ということが条件になるものでありますから、なかなか地域の皆さんに即リストアップをさせていただいて接触した中では、それぞれ都合が悪いという部分ございました。最終的には行政が推薦する方ということで、町民の方お一人、それから保健介護課の職員2名、1名は保健師であります、2名、合わせて3名研修を受講して、地域に戻って認知症サポーターの養成講座の展開をしていけるようにということでのスタートを今予定しております。

具体的なスケジュールについてはまだ組み立てておりませんが、基本的には関係機関の皆さんにサポーターの養成講座の展開というものを周知をさせていただく。それから、基本になります地域とのつながりの問題であります、ここは個別に地域のほうと調整をさせていただきながら進めていかなきゃ、なかなか進んでいかないということも現実の問題として持っております。それから、個別に申し上げますと、学校での授業、それから企業におけますこういった講座の取り組み等も、メニューに組み込みながら進めていきたいということで今考えるところであります。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 たしか私、本会議で話をしたのは12月議会か3月議会かそのころでしたよね、すぐやりますという答弁だったんですよ。今、やるというのですから、何も言いたくないけれども、随分のんびりしているんですよ。それで、今回3名がキャラバンメイトとして、いわゆる先生役をつくるための講座に入る、これでキャラバンメイトの資格

持って帰ってくるわけですね。そうしたのであれば、その後、こういう形でもって年内にはサポーター何人をつくるのをめどにするとか、それから少なくともそのうち2人は町職員なんですから、そうすると、こういう形でもって講座を開いてこういうふうにするとか、そういう日程の中の程度のものはあってもいいんじゃないでしょうか。

それから、今、企業との連携とか学校との連携とか出ていますが、教育委員会とはどんな話ししていますか。教育委員会のほうでは、どんな話聞いていますか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 随分前に話をしたのというお話でございましたが、実は私どももキャラバンメイト養成研修そのものが、基本的には道内での開催の日程そのものがないぞという前提の中で、情報としてはそういう状況であったということですが、それ以降、今回10月開催ということで、場所も札幌市ということでございましたので、これを機会にキャラバンメイトの登録ができる研修を受けようということで、予算化をさせていただいたという状況でございますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

それから、展開する事業のメニューの中で、学校での授業云々というお話も先ほどさせていただいて、それが教育委員会とどういう調整がされているのかということですが、まだ、保健介護課の構想の段階でございますので、教育委員会のほうとはこれから調整をさせていただくという段階でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

管理課長。

●管理課長（須佐課長） 大変時間を取らせて申しわけございません。

キャラバンメイトの関係につきまして、今、保健介護課長のほうからもお話がありましたとおり、保健介護課のほうでの構想の中には学校も含めての構想ですが、今現在、まだ教育委員会のほうとしての協議がされておらない状況でありますので、今後の中で話がありましたら詰めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 まず、教育委員会のほうに申し上げますが、キャラバンメイトなんていうの

は保健介護課の仕事なんで、言ってきたら考えようと、それまではいいんだというような消極的なことではちょっと困るんですよね。全国見ますというと、教育委員会は教育委員会独自で、こういう問題の重要性を考えてどんどんどんどん進めているところもあるんですよ。やはりせっかく議場に出て、恐らく私の話も声小さいから聞こえなかったのかどうかわからんけれども、聞いていたんであるならば、そういう問題意識持って動いてほしいですね。

それから、原課のほうに申し上げるんだけど、社協も何か独自に動き出したらしいんですよ。それ聞いていますね。このときに社協は上手というか、ずるいというか、キャラバンメイトを釧路市から借りてきてやろうという考え方なんですよね、サポーターをつくるのに。だから、キャラバンメイトの養成講座が何か思うようにいかないんであるならば、近隣町村にキャラバンメイトいるんですよ。行政同士のよしみで、いろいろなルートはあると思うんだけど、そういう人に来てもらってモデル的にやってもらうという方法だってあるんですよ。これは教育委員会だって同じですよ。そういうようなことで、やはりこういう問題についても、もし重要だと思うんであるならば、どうやってやろうかということを考えて動いていただきたいと思うんですよ。いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご提言、率直に受けとめさせていただきながら、どういう事業展開をしていけるのかという中で、社会福祉協議会のほうとも連携をさせていただいて、進めていきたいというふうに思っておりますので、この分についてはそんなことをご理解をいただきたいと思います。

私どもも持っております情報網として、釧路市で開催される同様の講習等も、実はアンテナを張りながら情報を収集してまいりました。そういう意味では、私どもが察知しました情報の中では、まだまだ厚岸の取り組み自体が、釧路市で開催される皆さんが集まるレベルに達していないというような状況の中で、一步下がってしまったという事情もございまして。今、情報提供、提言いただきましたので、釧路市のキャラバンメイトを持っていらっしゃる団体の皆さんとも連携をさせていただきながら、お願いできる部分はお願いをして組み立てていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 大変申しわけございませんが、今後の中で早急にただいまご提言ありました、教育委員会としてどういうことが進めていけるのかということを経験しながら相談をしなければならぬ部分もありますから、早急に進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、22ページ。

5 日後期高齢者医療費。8 目社会福祉施設費。

10番谷口委員。

●谷口委員 社会福祉施設費、ここでお尋ねしますけれども、生活改善センターの修繕料について教えてください。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えいたします。

生活改善センターの修繕料でございますけれども、施設修繕といたしまして、自動火災報知の設備の蓄電池の取りかえでございます。それから、温風暖房機の修理がございます。それから、生活改善センター電気設備修理一式ということ、それから地デジにしまして一部配線の改修をいたします。合わせまして14万8,000円ということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 ここで関連してお聞きしたいのですけれども、現在、改善センターは商工会に管理委託をお願いしていますよね、そういう認識でいいですよね。それで、この間、21日、湖北地区の某自治会で敬老会行いました。それで前日に会場準備に行って、机・いす、テーブルというのか正式な名称わかりませんが、そういうものを並べるのに大変苦労いたしました。何で苦労したかということ、非常に壊れているということなんですよね。それで何年か前に、新しいのを入れたような気がするんですが、私、一応、敬老会の実行委員の1人になっていますから、毎年行っているのですけれども、最近の壊れ方が非常に激しいように思うのですよね、傷みぐあいが、その原因は何かということなんですよ。

あそこで使っている分には、当日、管理人されている方がもしあれば、結構あそこうだ言われながらやりますよね、大概います。あの会場で、あの机やいすを使う分には、そう傷み等が起きないように思います。ところが、あそこの備品が相当貸し出しがあるように聞いているんですよね、それで貸し出しを行った場合に、使用した人たちの責任というのは、どういうことなのかということが非常に疑問に思うんですよ。その壊れ方が、机なんかは尋常でないんですよ。ああいう使い方を許しているというか、私は、管理のほうに問題があると思うんですよね。使う人にも問題があるけれども、きちんと借りていったものは、返ってくる時も同じ形で返ってこなきゃなんないとだめだと思うんですよ。ものによっては、どこかで何かがついたんだか知らないけれども、すっかり

錆はついている、苔は生えている、ひどい状況になっているのですよ。そういうことに対して、現在、改善センターのテーブル・いす等の貸し出し状況について、ちょっと説明をしていただきたいというふうに思うのですよ。

それと、どういう貸し借りを相手方とするようになっているのか、借りた人はどういうことをして返すようになっているのか。もし壊した場合は、その責任はだれが負うのか、そういうことまできちんとなされているのかどうなのか、ちょっと説明をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 改善センターの備品、特にテーブル・いすの破損の状況が激しいということの中で、その原因の一つとして、貸し出しが大きな問題であるというふうなご指摘でございます。

私自身もそう感じます。それで、実際の管理物件の維持管理につきましても、当然、指定管理者の基本協定の中にはございます。その中で良好な管理をしていただくということにはなっております。ただ、ご指摘ありました貸し出しにつきましても、ちょっと時間をいただきたいというふうに思いますけれども、その手続関係についてはお時間をいただいて、きちっと調べさせていただきますが、基本的には借用書を取り、それから戻ってきたときには点検をした上で、借用書を廃棄するというような形の貸し借りというふうに考えてございます。

ただ、それが徹底されないというのが一つの要因であるのか、何回も回数を重ねていく段階では、どこの段階でそういうふうになったのかというのはつかめない状況かなというふうには思いますけれども、当然、古くなりますとそれ相当の損傷は出てくるわけですが、ご指摘のように、そうそうそのような破損するようなものではないというところから考えますと、やはりその辺の影響があるんだろうというふうに思いますので、当然、その管理の仕方につきまして協議をする中で、徹底してまいりたいというふうに思います。

それと、ちょっと今お時間をいただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時43分休憩

午後1時00分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

22ページ。

8目社会福祉施設費に、10番谷口委員の質問に対し、町民課長のほうから答弁を始めたと思います。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） お時間を取らせてまことに申しわけありません。

生活改善センターにおけます備品、特に長机等の破損の原因の一つであると考えられます貸し出しの実績でございますが、ここ2年間で申し上げますと、平成19年では14件、延べ台数352台という貸し出し、それから平成20年におきましては12件、319台の実績となっております。このことから、毎年この程度の貸し出し等を推測されるところでございます。さらに、貸し出しの方法でございますけれども、1回目のご質問にもお答えしたかと思いますが、借用書をいただく、そして貸し出し、返却時に数量等の点検をした上で、借用書をお返しするというような貸し出し方法をとってございます。

いずれにいたしましても、古いものでは建設当時、昭和49年からのものもございまして、35年を経過しているというような内容でございますので、いま一度点検を行いまして、使用できるもの、それから修理で対応できるもの、それらをもう一度点検・選別した上で、必要に応じまして修繕、それから新規購入の予算を要望する中で、年次的になると思っておりますけれども、整備を図っていききたいというふうに思います。

また、貸し出しについても商工会と協議する中で、借りる側の注意事項の伝達ですとか、それから返ってくるときの点検方法、その他をもう一度協議する中で、傷みの少ない貸し出し方法を考えていきたいなというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 公共施設、公共物、そういうものに対して使う立場のもの、利用するもの考え方というか、その辺をやっぱりきちんとしていかなければだめではないのかなというふうに思うんですよね。いずれにいたしましても、結果的には更新するにしても、これは町民の貴重な税金の上で施設が整備され、あるいは備品が整備されていくもんだと思うんですよ。そうすると、その一つ一つの利用に当たっては、やはり利用する人たちが自分たちが利用することだけではなくて、この備品、施設がその後の人も利用するんだということが、きちんと理解していただかなければ困ると思うんですよね。そうでないと、あのような壊れ方はないんじゃないのかなというふうに思うんですよね。ですから、どこかがちょっとでも不具合が起きると、結構な重たさあるわけでしょう。重量が。

そうすると、それを無理に扱うことによって、本来であれば壊れなくてもいいものが、傷んでしまうということになると思うんですよね。ですから、利用するに当たっては、貸し出すときにはきちんとしたものを貸し出すし、返ってくるときはきちんとした形で返ってくるということを点検できるシステムというか、そういうところまでやらないと、悪い言葉で言えば、やんちゃな扱いになってしまうんじゃないのかなというふうに思うんですよね。そのあたりをきちんとしていただかないと、最近の壊れ方が特にひどいと思う。見ていて。今までは、いいのだけはきちんとしてあって、どこを触ってもみんないかったんですよ。ことし行ってみたら、いいのを探しながらやらなければならない、悪いほうが多いんですよ。

それと、椅子なんかはステージの下に置いてありますよね。そうすると、汚れていれば一気にかびが生えたりなんかしているんですよ。ですから、そういうのもそのまま収納

していいのかなのか、やっぱりきちんと確認をしてやらないと、使う段になってからみんな大変なんですよ。一つ一つ、掃除をしてセットをしていかなきゃなんないというのでは、やっぱり困ると思うんですよね。ですから、副町長が来賓としていらっしやいましたけれども、来賓の席には特にいい机とか、いい椅子だとかと、探さなければならぬんですよ。スムーズに仕事ができるように、常にしておかなければだめだと思うんですよね、そのあたりでどうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 委員、おっしゃるとおりだというふうに考えます。

先ほど申し上げましたけれども、その利用に当たって、利用者にも公共のものだというものの理解を求める部分も、貸し出す際には必要だと思いますし、それから返してもらおうときにも、その点検のシステムをつくることも必要だというふうに考えます。ただ、椅子にしても机にしても大量に貸し出しされるという中では、一つ一つ詳細にわたって点検して返してもらおうというのが、どこまでできるかということも含めまして、管理業者である商工会とも協議しながらできるだけのことをしていきたい、確認の方法も考えていきたいというふうに考えてございます。

ご指摘のありました椅子の汚れについても貸し出し実績見れば、屋外イベントで貸し出している部分も多うございます。その中で返却時には、少なくとも泥を落とし、整理をした中で返却していただく、最低のことを今ちょっと抜けている部分があるのかなというふうに思いますので、その辺も徹底させていただきたいというふうに考えます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今の課長の答弁でいいと思うんですけれども、多くの貸し出しの件数の中には、町もかかわっているイベント等が多いのだと思うんですね。そうであれば、やはり担当される部署の職員は、その辺を気を使っていただきたいし、利用する人たちにきちんと指導していただくということが大事だと思うんですよね、そのあたりをぜひ徹底していただきたいなというふうに思うんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 役場部局といいますか、内部においても当然のごとく、その意識を持ちながら借り上げていただくということになりますし、いま一度それらの考え方を徹底していきたいというふうに考えます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項児童福祉費、2目児童措置費。4目児童福祉施設費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 26ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費。4目水道費。

2項環境政策費、1目環境対策費。

13番室崎委員。

●室崎委員 ここで2点ほどお聞きしますが、まず1点目は、JRが毎年やっていたんだそうですけれども、ことしも線路の両わきにずっと除草剤をまいたんですね。それがわかったのが、線路の両わきがずっと草が枯れていまして、除草剤まいているんだなということになりました。これは先月の初めぐらいのことでしたでしょうかね。それで、厚文で毎月1回開いていますんで、そのときにどういう状況なのかということをお聞きしました。そうしたらタッチダウンという、薬剤名で言うとグリホサートカリウム塩43%のもんだそうですが、それがまかれていたということでした。それから、随分前になるかと思いますが、厚岸町からJRに申し入れている厚岸湖に直接影響与える場所のところは、除草剤は遠慮してくれというのは待っていますと、そういうお話でした。それから、この商品名、タッチダウンというのは解毒性も低いし、そう問題にすることはないのではないかというお話でもありました。そこまではなるほどと、わかりました。

ところが、厚岸町内のどこからどこまでをまいているのか、それからこういうのは必ず適正使用量というのがあるんですね。それで10アール当たりで言うのか1アール当たりで言うのか忘れましたが、それでもって何グラムとか何リッターとか、それどういうふうになっているんだろうと。それから、安全使用上の注意とか、あるいは効果・薬害等の注意とか、環境保護上の注意とかと、必ず薬には使い方きちっとした注意事項があるんですが、それとの対比においてどういう使い方をしたのかというようなことが、厚文の中で質問で出たんですが、いやいやそういうことは聞いていませんでしたという話で終わりました。

その後、こういうようないわゆる積み残しがあるときは、大抵の担当課はその後資料をくれたり、いろいろな連絡があるんですが、環境政策課はその後何もないので、今、ここでお聞きするんですが、そこで出された積み残しについては、その後どういうふうにしていますでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

ご質問者がおっしゃられるように、厚生文教常任委員会の中でJRが除草剤を使っているということにつきましては、ご質問者のおっしゃられたような状況でご報告しております。また、その後、お答えできなかったことがございまして、その件につきましては、次回の厚文で申し上げていると、申し上げるという予定でよろしいのかなど、私どもで解釈しておりました。

そうした中で、直ちにJRのほうに、厚生文教常任委員会の後でJR北海道厚岸駅と協議の場を設けさせていただきまして、ある程度の情報はつかむことができました。また、新たに約束も取りつけることができましたので、この場でご説明いたしたいと思っております。

まず、薬剤の散布量でございますが、これにつきましては全体で4万498平方メートル、これが81リッターで割り返して、1アール当たり2リッターという状況で散布を行っているということでございました。これは、薬剤散布の基準内であるということでございます。散布している面積は今申し上げた数字でございますが、散布している延長につきましては、今年度につきましては2万6,998メートル、キロで言いますと26.998キロメートルということになります。

それから、希釈倍率につきましては50倍で行っているということでございました。これも基準値内であるということでございます。

それから、使用基準につきましては、住宅地に近い等々のところについては、まかないように配慮しているということではございましたが、ただ、厳格な意味での使用基準等々の新たな基準につきましては、JR北海道の本社のほうには伝わっているという情報は、別のルートで私ども知りましたが、厚岸駅の実際に使うところまでは到達していないということで、ある程度、影響のあるところについてはまかないように配慮していたけれども、厳密な意味でのその部分は知らなかったもので、私どもはその基準をお伝えしましたので、今後、本社と確認して、そういった対応を今後はとっていきたいということもおっしゃっておりました。

それから、湖岸に接しているところについては、従来の厚岸町及び厚岸漁協等々の申し入れどおり行っていなかったわけですが、住の江の踏切から湖岸に接するところまでは、ここは片側に水路が掘られています。この水路は厚岸湖に注ぐということで、事前に厚文に入る前の話し合いの中では、水路に接しているところをやめることはできないだろうかというお話ししまして、その分については了解得ておりました。この分については、報告したとおりでございます。

さらに、2回目の協議のときには、いっそのことここは全部自粛区間に加えてもらえないだろうかということをお申し入れたところ、この部分についても町の申し入れに配慮した形で、今後、やりたいという約束はさせていただいております。

以上が、厚文の中で申し上げなかったことの補足の情報収集、それから対応ということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。正式な意味での厚文への説明という部分で、私どももすぐやりとりできなかったことは事実でございます。厚生文教委員会の中での話ですので、次の厚文でと、そういう説明の場は当然必要だろうと思

っておりましたので、ご了承願いたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 わかりました。次回、厚文でという話こっち聞いてなかったもんだから、どうなったのかなというところもありましたので、そういうことはスムーズに前もって、次の厚文で言うよという話は言っておいていただければ、私でも事務局長のどちらでもいいわけですから、それはお願いしたい。

それともう一つは、やっぱり農薬散布というのは、空気中に放散するんですよ。まいているときにも飛び散るし、それで恐らく今回も何月何日何時からまきますよというのは、事前通告がなかったと思うんですよ。それで、今、人家に近いところはなるべくまかないようにしていると言うけれども、実際に枯れているのを見ると、人家に近いところも結構まいていっているんですよ。だから、せめてその時間だけは窓をあげないようにして、直接部屋の中に飛び込まないようにするとか、自衛手段をとれるようないわば事前の通告をきちんとしてもらいたいし、その1日、2日の間は、まいたところなるべく近づかないことが大事であって、そういうことも書いているんですよ。使用の注意事項の中には。そういうものを含めて、きちんとしてもらうことをくどくどく言って欲しいのです。

J Rの中で札幌は知っていたけれども、厚岸は知らなかったと、そんなことはJ Rの勝手でありまして、こっちが斟酌するような問題じゃございません。J Rの落ち度ですから、そんなことは。だから要は、現場できちんとしたことがされているかどうかということだけを厚岸町としてはきちんと見て、そしてうまくなければ、厳しく注意をするという態度をとっていただきたい。そのことが直接、町民の健康を守ることでですから、この程度のこと言ったら悪いけれども、除草剤で、直接命を守ることでということまで、私は大げさには言いませんけれども、いろいろな持病があれば命に直接かかわることだってないとは言えないわけですから。そういう意味で、やはりこういうものについてはきちんとした対応を、今まで以上にとっていただきたいと思ひまして、これはよろしくお願ひします。その上で、次に移ります。

これは、一般質問のところでもちょっと議論になっておりましたが、あやめヶ原のいわゆるイワヨモギの事件であります。これについても厚文で1度お聞きしておりました、そこでは町のほうで多様な植物が生息する原生花園として、あやめ群落の景観を保ちながら植生を管理するという基本方針で、これから進めたいということを明言してくださいました。すなわち、あやめがどうも弱っているから、その雑草を全部駆除するのだと言って、自分の家の前の道路の花壇を整備するような発想で物を進めるのではないのだということは明確に言ってくださいましたので、私は、その点では非常にいい方向にこの後進んでいくのではないかということ期待しております。

ただ、1点気になることがありますのでお聞きします。

この保護対策の何というのですか、あのときはオトコヨモギとか何とかいろいろな話が出ておりましたが、除去するのだというのは何日にお話ししたっけ、ちょっとまず事実の確認から。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） JRに対する除草剤の使用のやりとりの中で、実は私もくどく確認させていただきましたのは、散布している状況でございます。いわゆる風や何かで本当に飛散する状況になかったかどうかと、いわゆるどういう状況でまかれたかということでございまして、たとえの例として、例えばスプリンクラーみたいな状況で、飛散するような状況でまいたのかと、具体的な例を挙げまして、そうではないと。じゃ、じょうろで花壇にやるぐらいの大きさでまいたのかという確認も取りました。

そうしたら、じょうろでまくよりもまだ粒の大きい状況で、飛び散らないように下に向けてまいたそうです。それから、強風の時には行わないという状況で、細心の注意は払ったつもりであるというふうにおっしゃっていました。私もまいた現場を見ると、まいたところは枯れているのですけれども、それ以外のエリアのところまでは枯れてないということは、JRのおっしゃっていることは、ある程度理解できたという状況にあります。

さらに、その基準につきましては、私もこれはネットでも公開されているし、いわゆる本社とのやりとり云々ということよりも、皆さんが見れる状況にあるので、これは適正な状況で対応していただきたいというのは強く申し上げているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時 23 分休憩

午後 1 時 24 分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 済みません。ちょっと、今、手元に資料持ってきていなかったものですから。時期につきましては、あやめ祭りの始まる前ということで、6月20日過ぎだったと思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 それで、結局はわからないままに、イワヨモギが絶滅危惧種であるとかないかとか、そんな話はわからないままに、それから抜いているのはイワヨモギという種類であるのかもわからないままにやっていたという話でしたよね。うかつであったでと言うんですが、これその時はわからないということが、仕方がなかったという状況でしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） イワヨモギのものがあるというような部分の調査につきましては、厚岸町の桜育成管理指導員であります浅利政俊氏が、町内の桜の点検、育成関係の部分についてしていただいたときに、ご本人の希望というような部分もありまして、あやめヶ原のほうにも出向いていただいて、そちらのほうであやめの状況なんかについても見ていただいた。そのときに、イワヨモギがあるというような形での報告書、これをいただいておりまして、その時点での報告書の形の部分を私どもしっかりと内容について確認した上であれば、この辺についての除去というのはわかり得たものというふうに理解をしております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 そうなんですよね。厚文でもちょっと話が出ましたけれども、浅利政俊という方ですが、厚岸町では桜の博士ということで、桜についていろいろと見ていただいて、その後、指導もしていただいている方がいらっしゃいます。この方が、観光協会の方やそういう方と一緒に、前からあやめヶ原の植生についてはいろいろと観察もし、また、そこに病害虫がえらい出たときには、それを防除するためにいろいろ苦勞もなさったりしてくださっている思いひとしおというのものがある方なんだそうです。

その方からの報告書というのが、今、課長もおっしゃったように、報告書を書いたのが5月の末ですけれども、6月の初めというか、には手元に入っているわけですよ。そこで、どんなことが書かれているかということ、イワヨモギが繁殖してきて、非常にあやめを駆逐していますよと。それから、どうしてかということ、目視でもって言えるところでは、ヒオウギあやめというのは湿ったところが好きなんだけれども、イワヨモギというのは比較的乾燥したところが好きだと、それで現地が乾燥化してきているということが大きな問題だと。一つは、だから雨が減ってきているのではないかと、また、馬が食べないそうですから、イワヨモギというのは。それで馬の過放牧ということも、もしかしたらあるかもしれないというようなこともきちっと書いています。

それで、どういうふうになればいいのかということ、今言った、あやめヶ原を今後どういうふうにも保全していったらいいのかというのは、いろいろな考え方があるので、そこのできちとしたものをやはり協議して出したらいいでしょうということも提言しています。

また、植生の変化というのが、1回見ただけでもってちょっと増えたなとか、そういうことではだめなんで、きちっとした調査をなさないと。それもそんな金かかるもんじゃないのですよと。詳しくそのやり方も書いています。1メートル掛ける1メートルの区画を幾つかつくって、そここのところに何が生えているかというのを経年変化図っていくというようなやり方だそうですが、そういうものも全部入れています。実はイワヨモギだけじゃなくて、ミヤマハンノキの幼木というのですか、子ですね、これがどんどん増えてきている。これも非常に恐ろしいですよ。それから、ミヤコザサという

のは、僕らクマザサと言っているササだと思っんですが、これからどんどん繁茂してきているというようにいろいろなことが書かれているんですよ。こういうことが情報として入っているんですよ。ただ、それが活かされていない、そこに一番問題があると思っんです。

課長は、そのこのところをきちっと今回反省とともに、わかっていらっしやると思っから余りくどくは言わないのだけれども、実はこれはイワヨモギの問題じゃなくて、厚岸町全体の役場全体の体制として、各人が考えるべき問題だと思っます。情報というのは、入手することに意味があるんじゃない、それをきちんとして受けて活かしていかなかったら、情報収集した意味も何もならないんですよ。ブラックボックスだとか棚の隅だとかっていうようなところに、ぼんぼんぼんぼん情報が吹っ飛んでしまえば、結局、活かされないで、そういうものの情報が入らなかったと、結局同じことになってしまう。この点は、やはり十分に反省してほしいし、今回の問題が、新聞では何か全道版でからかわれるような記事が出ましたよ。あれは大変、私にとっても不愉快な記事でした。

それから、ネットなんかを見るといって、一斉にそれが回りました。厚岸町では、絶滅危惧種をみんなして引っこ抜いているのかというように、やゆするようない記事もありました。それはそれにして、こういうような問題について、イワヨモギがどうのこうのじゃなくて、やはり役に立つ情報がきちんとして入ってきたものを、どのようにきちんとして活かしていくかということでは、これはみんなきちんとして今後のありようを考えていくべきだと、そのように私は思っますが、いかがでしょうか。それが1点。

それからもう一つは、この情報、要するにこの学術調査のやり方ですね、学術調査も例えば業者なんかに頼んでやると、えらい金かかるんですよ。そうじゃなくて、地元の人間でこういうことをやるだけでもって、きちんとしてものできますよというように、こういう情報が、学芸員と名指してはいますが、教育委員会、そして学芸員にきちんとして伝わっていますでしょうか。それについてお聞かせをいただきたい。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 情報入手後の対応ということで、私のほうからご答弁を申し上げたいと思っます。

ことこのことに限らず、さまざまな情報、役場にどんどんどん入ってきます。これをただ集めるだけではなくて、きちんとして分析をして、そして町が何をなすべきかということをはきちんとして考えて、それを行動に移していくということをはそれぞれの職員がきちんとして認識をしながらやっていかなければ、また同じようなことが繰り返されるということが懸念されますので、私自身も今回のイワヨモギの作業に実は参加をさせていただいておりました。大変恥ずかしい話で、あの新聞記事が出るまで、残念ながら一生懸命抜いていたほうであります。後で知ったら、そういうことだということで、いろいろな職員ともこのことについて話をしましたけれども、自然界に雑草という言葉自体の存在を疑ってかかるべきだということも言ってくれた職員がおります。さまざまな植物が生息している、特にあの場所はそのような場所なんだから、一つの種だけに目をとられては、まずいよという指摘も実は職員から受けたわけあります。非常に恥ずか

しい思いをいたしました。

そういう意味で、ちょっと横道に逸れましたけれども、情報をきちんと収集して、それをきちんと分析して、我々は何をなすべきかということはよく考えて行動をしていきたいと、そのように考えております。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） なお、この報告の関係でございませけれども、主に毎年、桜を中心といたしました状況の報告というような形にいただいております、これらにつきましては観光協会のほうのいわゆる例えば老桜樹の関係だとか、そういったような関係もございませるので、そういったところに報告書の内容については伝えていたという状況になってございませ。

それと、言われておりました調査の方法だとか、こういった部分提言なんかも受けてございませ。これら含めまして、私ども例えばそういうポイントにあるんでも、じゃそういうポイントをどこに設定していったらいいのかというような部分、これはやはりそういう専門家といたしまししょうか、そういうような携わる知識のお持ちの方のアドバイスを得ながら、やっていくことが必要であろうというふうに思っております、先般、一般質問の中でもお答えしておりますけれども、今後のいわゆる保護計画、そういったような部分をつくりあげて、今後、保護活動していく上でもアドバイス、関係者の提言と、そういったようなものを大事にしながら、厚岸町として何ができるかというような部分を考えながら進めてまいりたいと、このように考えませ。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） 学芸員が認識していたかということでございませけれども、ただいまのまちづくり推進課長からもお話がありましたように、報告の後に、こちらのほうでもその内容の話を伺ってきております。

学芸員につきましては、それぞれの考古学とか民族学とかで、植物等に関する専門ではありませんけれども、学芸員という立場の中で釧路市等にも植に関する専門家もおりますので、それらの方々と調整をしながら、連絡を密にしながらやっていくことが大切かなと思ひませし、情報の共有ももちろん大切ですので、町長部局とも連携をとりながら、今後の行動につきましては検討してまいりたいというふうに考えませ。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 趣旨はよくわかりませ。

1点だけ、事実を確認しておきませ。浅利先生から出た報告書というのは、教育委員会には渡って、学芸員も目を通してひませか。

●委員長（竹田委員） 教育委員会生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） その報告書につきましては、合議という形の中で決裁が各関係部署に回ってきますけれども、その部分において、目を通してというふうには認識しております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 何か難しくてよくわからないのだけれども、これなんか学芸員としては非常に必要な資料でないかと思うんですよ、自分の活動の上で。事務屋さんが、ずっと目通してぼんと判押して流す程度のことしか学芸員には入ってないと、そういう意味ですか、今の言っている合議がどうのこうのって。何か言っていることがよくわからないんですけれども、資料として学芸員の手にこういうものが、コピーでもってあれは何十部でもつくれるでしょう。学芸員が厚岸町に30人も50人もいないでしょう。そういうものに必要な資料として、彼らの手元には渡ってないんですかと聞いているの。

●委員長（竹田委員） 教育委員会生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） そのもの自体が学芸員に渡っているかどうかということについては、確認しなければちょっと今わからない状況にあります。ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時38分休憩

午後 1 時41分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
教育委員会生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） 大変時間を取りまして、申しわけございませんでした。
ただいまの件ですけれども、確かに報告書については、各関係部局に回ってきて、そのものについてのコピーを取って、学芸員の手元にございます。それで、海事記念館のほうといたしましては、やはり専門家であります植物の専門家の方が釧路市におりますことから、釧路市の専門家の学芸員の方々との連絡調整をとりながら、今後、どのようにしたらいいかということについて考えているところであるというふうには伺っております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 先ほど、副町長が今後の方針についてきちんとした答弁をしてくださっているので、それに期待します。

一言申し上げると、厚岸町の職員一人一人を見ると、非常に能力がある人がたくさんいるんですよ。問題は、情報を共有して、うまくそういう人たちが組み合わせて、一つの方向がなせるかどうかにかかるといえますよね。何ですか、プラモデルじゃないけれども、一つ一つのピースがばらばらであっては、きちんとした形はできない、それがうまく組み合わせられないと形になりませんよね。そういう意味で、こういうことは非常にいい教訓として今後よろしくお願ひしたい、そのように思います。

●委員長（竹田委員） 答弁はよろしいですか。

副町長。

●副町長（大沼副町長） 委員、おっしゃるとおりだというふうに考えます。よく議会でいろいろな事務事業を進めるのに、1課1係だけでできない事業もたくさんあるだろうと、横のつながりをきちっとしなさいというご指摘も今までいただいております。そこで、我々の決裁の方式、今、生涯学習課長のほうから合議という言葉がありましたけれども、担当する部局だけでは済まない情報等については合議、あるいは回覧、あるいは供覧、あるいは回付という、それぞれの決裁の手続をきちっと明記しております。これらをきちっと適正に運用して、情報をとどまることがないように、しかも先ほど言いましたとおり、届いた情報をきちっと分析して行政にどう反映をしていくかということもそれぞれ職員肝に銘じて当たってまいりたいと、そのように考えています。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「結構です」の声あり）

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 ここでお尋ねするのがいいのか、森づくりのほうで、林業のほうで質問すればいいのか、ちょっと迷ったのですけれども、環境省の事業にオフセットクレジット制度というのがあるそうなんですけれども、これを活用して、足寄町、下川町、滝上町、美幌町が、この制度を利用して家電製品等を購入した場合のエコポイントをクレジット会社のギフトカード等に交換した場合、一定の割合で森づくり、森林づくりということなのですが、この制度は厚岸町等では利用できる制度ではないのか、あるいは近隣町村等と連携した中で利用できる制度ではないのかどうか、その辺ちょっとお伺ひしたいのですが。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時46分休憩

午後 1 時55分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきして、申しわけございません。

ご質問者が言われた中で、カーボンオフセットという言葉がございました。まず、オフセットクレジットという言葉がございました。この概念の中に、基本的なこととしてあるのが、カーボンオフセットという言葉ということが今わかりました。でも、これはいわゆるCO₂の排出削減努力を行った上で、削減困難な排出量について他の場所での排出削減、吸収量でその全部または一部を埋め合わせることを言うと、いわゆる最終的には、地球温暖化の防止に役立つ仕組みを構築しようという趣旨のようでございます。

先般、先ほどのご質問の中で言われていた先行してやられているところもあるようでございますが、この件につきましては、環境省が9月にこの実施規則を定めたばかりということで、この情報は今まだ北海道のほうに伝わっているかどうかわかりませんが、ルートとしては環境省が都道府県に出して、都道府県から市町村に届くというのが通例でございます。この詳細な取り扱いをどうするかということまでは、まだ我々のほうには伝わってきていないということでございます。

今、明確な状況でお答えできる段階にはございませんが、ただ、そういった形の中で家電製品を買って、そのポイントをためて、いわゆる森を育てることに役立てようという趣旨でございます。言いかえれば、私どもが行っている緑の循環、これは資源ごみの分別を徹底して町民の皆さんにやっていただくと、こういった中で売り払いをして、このお金を原資にして森づくりに役立てようということと、ある意味では共通性を持っている考え方なのかなというふうに思います。いわゆる緑を育てる財源を、こういった仕組みの中でつくっていかうという趣旨なのかなというふうにも理解しておりますので、この点につきましては今後いろいろな情報が伝わってくると思いますので、その中で種々検討しながら対応してまいりたいというふうに思います。

- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 足寄町なんか、この活用した制度を導入しようということで取り組まれているわけですね。そうすると、やはり情報の伝達というその仕組みがわからないんですけども、片方はそうやって、特に森林面積が広いとかそういう問題もあるんでしょうけれども、やはり新しい制度を環境省のホームページ見ても報道資料で出ていますよね、こういうふうに。そうであれば、こういうものをやっぱりきちっとつかまえていくということが大事ではないのかなというふうに思うんですけども、その辺ではいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者のおっしゃられる趣旨は重々わかります。厚岸町にとって、有益な仕組みかどうかということは、当然、検討に値するわけでございまして、今後、そういったことはできる限り速やかに情報収集するなり、周辺の情報もとりながら対応してまいりたいというふうに考えます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、4目ごみ処理費。

28ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。8目農業水道費。

2項林業費、2目林業振興費。

13番室崎委員。

●室崎委員 ここでちょっとキノコについてお聞きします。

先般の議論の中で、上尾幌地域でキノコ住宅10棟のうち、たしか4棟が空き家になっているというような話がありましたですね。その原因としては、キノコ団地というんですか、キノコの栽培を行うハウスをつくるための用地がないから、できないんじゃないかというような話が報道に出ていました。何かあそこが取材に来て、ここが取材に来たけれども、おれの言ったことをちゃんと書いてないんだというようなお話もあったんですが、それはちょっとこっちに置いて、そのときの答弁、私の聞き間違いなら勘弁してくださいね。

まず、2点ちょっと引っかかったんですよ。その1点は、今回の特別交付金それを利用して例えば造成を行うと、次の年に建物を建てなきゃならないという制約がついてくるから、使えなかったんだというような言い方があったというふうに私は覚えているんですが、それについてちょっと説明してください。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

この経済対策事業の充実に当たりまして、用地を取得した場合については、以前、用地取得というような考え方を持っていた場合については、その用地取得が次年度において事業着手というのが基本的な条件になると。用地を取得して、そのままの状態で置

いておくというようなことは、この交付事業の対象になりませんよというような意味で
ございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 地域活性化経済危機対策臨時交付金主なQ & Aという冊子がありますね、そ
れの16番が人件費で17番が用地費になっていますね。用地費は対象となるかというのに
対して、用地を取得しっぱなしで投げておくのはだめですよと、用地全体を活用する工
事、または工事のための設計・測量等に着手する見込みのない用地取得はだめですよ
言っているだけなんですよ。どうして、これが次のときに建物を建てるということが必
要な制限になるんですか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 言いわけに聞こえるかもしれませんが、造成の翌次
年度までに構築物を実施しなければ対象とならないらしいと、そういうような情報が私
どものほうに入ってまいりましたので、それで翌年、すぐに建物を建てなければいけな
いというふうなことでの答弁ということでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 今もつい数十分前に、情報の伝達・共有それをどう生かすかという話をして、
副町長が非常に立派な答弁をしてくださったばかりなんですが、また出てきましたね。
このQ & Aというのは全部回っているはずなんだけれども、そここのところに書いてない
ような話をだれが言ったんですか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 申しわけございません。私の取り違いと、聞いたことに対
しての取り違いということでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 結局、そういう情報がきちんと何というのかな、受けとめることができない
で、あたる機会を逃したということになってしまうとすれば、もったいない話ですよ。ね。
それで、もう一つそのときに、そんなわけがこの臨時交付金は使わないんだという、そ
れが理由の1でした。理由の2としては、学校のグラウンド用地がある、それから民
地なのかどうかよくわからないけれども、既にそのまますぐ使えるところがあると。こ
れで二角になるのかどうわかりませんが、そういう説明があると、だからできるのだと。
だから、今、交付金なんてそんなものに手出さなくてもいいんだというふうに聞こえる

ような言い方だったんだけど、そうじゃないんですか。その点についてもお聞かせをいただきたい。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私が、前回、一般質問のときにご答弁申し上げましたのは、駅前団地、駅前のほうにキノコ団地がございまして、そちらのほうでは1戸もしくは2戸が入植できるというのですか、入れると。それから、キノコ菌床センター側のほうの本団地と呼ばれるところにつきましては、状況によっては1戸もしくは2戸を入れると、そういうことを申し上げて、決して一つの現在のところを喫緊に造成をしてやれる、造成をするということは今のところ考えてなくて、そういったことでうまくすれば、うまく活用するとまだ施設に入れるところが、スペースがあるというお話と、それから状況によってもまだ財産の関係で、行政財産のままになっています。行政財産になっています学校の用地のことも念頭にありますと、そういうふうにお話をさせていただきました。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 わかりました。それで、何か報道の話をしたときに、冒頭あなたのほうでは違うとおっしゃったんですね。そうすると、キノコ団地造成をしなければ新しい新規就農者でいいんですね、それを入れることができない。しかし、お金がないから、その団地造成ができないというようなものでは全くないと、あの記事は全くのでたらめであると、そういうことですね。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 1時間半の取材の中で、あの記事の中では、ほんの一部の報道がされていたということです。私が申し上げたのは、1度にそういった形で全部埋め合わせ、空いているところを入れる程度のそういったことではなくて、年次的に1戸とかあるいは2戸とか、そういう形で徐々に増やしていくと、そういう対応はできますと、そういったお話はしましたけれども、あの記事ですと、1度に全部というような形での内容かなということで、私どもが持っていたイメージ、あるいは考え方と差があると、ギャップがあるというような形で一般質問の答弁では申し上げました。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 うその報道をされたのであれば、きちんと抗議をしたほうがいいと思いますよ。

それで、今、私自身のほうは、その報道があなたの言ったとおりであったかなかったかというのは、大した興味がないのでそれしか言いませんが、問題は、今お聞きしてい

ると、4棟入るだけの余地は十分にあると。しかし、年次でもって1戸ずつ入れていくのだというのはどういうことなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 例えば、キノコ団地に住む方につきましては、地元以外の方ということだと思います。地元の方については、地元で生産して、地元で生産するわけですから、住宅としては必要ないのかなと思いますけれども、あの団地については地方の方というふうな認識で、それで建てられた住宅というふうに認識をさせていただきます。ですから、キノコの募集をして1度に、一遍に入っていただければいいんですけれども、年に1戸、あるいは2戸、ここ数年若干問い合わせがありますけれども、これまでの数年間に1件もしくは2件の問い合わせでございますので、当面、1度に全部、あそこのキノコ住宅のほうに入所されるということについては、ちょっと疑問があるのかなというふうに思っているの答弁ございました。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 一遍に外部から入れないでくれと、おれたちの仕事やっているのに邪魔になるからというような話が地元の、ここにもキノコ農家の議員さんもいらっしゃるけれども、そういうようなところから出ているんですか。私のほうでは、そんな話は聞いたこともないですけれども、それともなるべく外からは入れないようにして、地元で増やしていきたいというような方針でもあるんですか。今の話聞いていると、一遍に来られちゃ困る、うまくないんじゃないかというようなことをおっしゃっているんですが、それどうしてなんですか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私は、もちろん1度に入っていただければ、一番いいというふうに考えています。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 そうすると、さっきの答弁と違いますよ。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時13分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 時間を取らせて申しわけございません。

私の考え方としましては、本来であれば1度に入っただけであれば、一番いい結果になるというふうなことは質問者と同じ考え方で、ただ、現実には年間の問い合わせ等を見ますと、そういった全部埋まるということは、一遍に埋まるということは見込めないといったことで、年に1戸あるいは2戸そういった形で空き家が解消、入植していただいて空き家も年に1戸とか2戸とか解消していただければと、そういう趣旨で申し上げました。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 何か結論に行くまでに随分いろいろなところ回ってから返ってきますね、まあいいです。

それで、要するに4戸入ってほしいけれども、一遍に4戸なんか来ないと、年に一つあればいいところだと言うんだから、それを大風呂敷広げて一遍に入ってほしいんですけど言ったって、行政担当者としては責任のある発言にならないんだという意味ですね。私が答弁しているみたいになってきた。それでお聞きしますが、どういう宣伝しているんですか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 開設当時から、1次募集、2次募集をしてございますけれども、その後につきましては、随時募集しているということで、現在のところはホームページのほうを開設して、申し込みをするという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 厚岸で、こういうことをやっておりまして、募集をしていますということを知らない人が、厚岸町のホームページを開いて、こういうことをやっているんだなとわかる確率って、どのぐらいあるでしょうね、ほとんどないんじゃないですか。宣伝というのはそういうものじゃないでしょう。全然知らない人、厚岸というのはどこにあるかも、そんな町があるかっていうのも知らない人でも、今、いろいろな形でこういう新しい事業に取り組みたいと思っている全国にいるその人に、こういう情報を伝達するのが宣伝じゃないんですか。何をやっているんですか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） おっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、現実

に、今、早速ではありますけれども、そのような形で問い合わせを今できているという段階でありますけれども、今度、新しくホームページもリニューアルしてバージョンアップするというので、そのほうに期待かけておりますけれども、今後、委員おっしゃる内容について、参考にしながらPR方法等も考えていきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 1,000万円かけて立派なホームページつくったから、今度はそういうことをやりたいなと思っている人にホームページさんが行って、厚岸町こういうことをやっているんですよと教えるわけじゃないんですよ。ホームページというのは、基本的に向こうがこっちにアクセスをしない限り、こっちはあけないんですよ。だから、そんなことじゃなくて、一つのやり方として、それがいいかどうかは別にして、今、私のような素人が思いつくんでもキノコ業界の業界紙みたいなものに宣伝を出すとか、あるいはいろいろ都会でサラリーマンをやっていた人が、今度新しく田舎に入って農業やそういうものやりたいと、今、一つの流行みたいにテレビが出ていますよね。そういうような番組に売り込むとか、あるいはそういう人たちが読むような本に宣伝を出すとか、いろいろなやり方があると思う。

これ1件入ったら幾らの商売やっている人なら、一生懸命考えますよ。結局、来てもいい、来なくてもいいという程度の話でもって、年に1件か2件問い合わせがあるものですからというところに終始しているんじゃないんですか。4棟も空き家が出ているならば、それこそ一遍に50人100人来られたら、それは困るかもしれないけれども、やはり厚岸ではこういう制度をつくって、こうやってやっていますよということを一生涯売り込むという姿勢が全く見られない。そして、とどのつまりが、いやいや一遍に4件なんていうことは、これは私の立場で吹けないですから、年次計画でもって1人ずつと。それだって実現できるかどうか、今の状況ではわかりませんというぐらいのことしか言えないんですというような答弁に終始している。じゃ何やっているかといったら、何もやっていない、それじゃうまくないですね。これはきちんとした物の進め方をしていたきたいと、そのように思いますが、いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ホームページについては、今、現状ではそこにたどり着くのに少し時間が、何回か作業している時間かかりますから、それを改善してもっと見やすい物にするというふうに今考えているところです。

それから、先ほど委員ご指摘があったとおり、いろいろな形で業界紙等ございます。私も業界紙については一つ、二つは知っていますけれども、確かにそういった新規就農、あるいは新規就業そういった記事、内容、それからPRの内容もやっているのはよく知ってございます。そういったことも、できるだけお金をかけたくないというのはあるんですけれども、可能な限りそういった意味で、そういったことでPRできる方法があったとか、そういったことも含めて今後検討して、PRに努めてまいりたいというふうに

思います。

せっかくあれだけの施設で、地域の産業を支えているああいった立派な施設がありますから、それらを有効にPRをして、今後の地域のあるいは産業の発展に寄与すべく今後とも業務に当たっていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 抽象論延々とやっただけしょうがないので、もうちょっと具体的に聞きますけれども、今、お金かけたくないんだというのはわかる、むだな金はかけたくないということで、必要な金かければいいんですよ。効果があるだけのものをかければいいんですよ。

例えば、森産業でしたか、この地域は。そういう種屋さんがいるわけですよ、菌屋さんというのかな、ちょっとそこ理解していませんけれども、そういうところも相談していますか。厚岸町に新規就農、あんたのほうでもってわかったら、ちゃんと仲人役やってくれませんかというようなことやっていますか。

それから、広告と私言ったら、それに乗って広告金かかるからかけたくなかったのだろうと思うけれども、その前に私言っているんですよ、いろいろなニュースにしてみようという方法だってあるんですよ。上手にやれば、例えば今の富良野なんて毎日出ているでしょう。何とかいうタレントが行って、ラベンダー畑で遊んできたなんて、あれ全部広告ですよ。でも広告の形とってないから、みんな見るんですよ。やりようですよ。幾らでもあるでしょう。それやってください。

それから、最後に1点だけ、ちょっと事実確認しておきますが、昨日も何か議会の議論の中で、菌床センターというのはつくって1年か2年したら、民間に委託する予定であったというような話がちょっと出ていたように思うんですが、そんな話はあったんですか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ちょっと前後しますけれども、最後のご質問についてですけれども、このきのこ菌床センターについては、地場産業でありますキノコの生産者の支援のための施設で建設をされたというふうに私は認識しておりますので、そのようなことはないというふうに認識をさせていただきます。

それから、先ほどPRの関係でありますけれども、委員おっしゃるとおり、釧路新聞に平成20年とことしと2回ほど記事を出していただいて、その記事を見たということで1名入植者が出たということで、非常にその記事については好意的に書かれていて、非常に私どもも感謝しております。委員おっしゃられるとおり、有効に使うと、有効に使っていただくというか、そういった有効にPRしていただくことが生産者にも結びついてくるというふうに私も認識をさせていただきます。委員のおっしゃられたお話、十分検討させていただきますというふうに思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 きのうから一生懸命キノコについて議論していただきまして、本当にありがたいと拝聴したわけでございます。一言、私も申し上げなきゃ。

菌床センター立ち上げていただいて、約12年間ぐらい経過したわけなんですけれども、12年前と現在は、相当いろいろな面で変わっております。例えば、流通面これについても当時としては青果市場に出荷して、そこで競りで買っていただいたと、当時はそういう流通経路です。しかし、現在は、スーパーがこういう形で、一般小売店を押しつけてというのかな、スーパーが台頭しまして、特に量販店が今販売の主流になりました。それで流通については、市場の競りよりも8割方は大型店との取引が多く、8割方そういう形だということです。

そこでどういうふうに我々生産者が変わったかといいますと、個々の菌床の数といいますと、年間1万か2万ぐらいやっているような生産者も、だんだん淘汰されてきているというのが現状でございます。上尾幌についてはキノコ組合というのがありまして、キノコ組合がまとまって流通という形で流しているわけです。これ、私も前に議会で申し上げたことありますけれども、以前は、要するに厚岸町から土地借りて生産しているわけですから、ただ途中から、当時の行政は要するに組合組織、特に組合組織といいますが法人化したきちっとした組合でないと、土地は貸しませんよという形だったんですよ。

ところが、ある時点から、それはなくなりましたよ。個人でも貸借できますよということから、組合から脱却をする方が約半分ぐらい出ました。やはり組合に入っていると、組合費やいろいろな面で考えたんですね。そういったいろいろな制約がありましたので、個人のほうが気楽でいいと、生産できるということで組合離れた方が大体4割はいたんですけれども、そういう形で組合からはみ出た方、現在も就農していますけれども、やっぱりこういう方々は非常に今苦勞されています。いろいろな面で。

先ほど言ったように、流通が変わったことから、要するにロット勝負なんですね。10箱よりも100箱あったほうが、今、本当の大きいスーパーばかりですから、単位が全然違うんですね。1日500箱くれ、1,000箱くれというような、そういう規模の会社が今生き残ってやっているんですから、それに対応するにはやはりまとまらんきゃなんないですね。ただ、まとめるといっても生産者個々個人営業ですから、無理して組合入ることにはなりません。ただ、昔はそういうたががありましたので、何だかんだ組合の中で生産したんですけれども、現在は残念ながら6割程度しか組合に入っていないですという形で、今、そういうふうにやっております。

それでもう一つは、生産者も最近、全国的に土建業界、建築業界、これが非常に商売が厳しいということで、大手のそういう業界がキノコにも参入してきました。菌床の数

といいますと、100万個だとか、そういう大規模な経営をする会社が出てきているんです。我々も、そういうところに対抗していかなければなりません。ただし、今の菌床センターの菌床の生産量、年間大体50万というようなのが目標の数なんですけれども、この程度の規模の生産では、そういうところに対抗していけなくなるのではないのかと、そういうふうに感じてしまう私がおります。だから、この辺をどういうふうクリアするかですね、これから一つの大きな課題なのかなと、そういうふうにも考えております。

それともう一つは、需要と消費のバランスですね、これは森産業は日本で一番大きい種菌屋さんなんですけれども、森さんが中心になって、我々のキノコをそこに集めて、そして全国に流すという形で、流通面でもやっていただいている。その辺の森産業あたりの情報を聞かれて、需要のバランスをこれ以上生産した場合将来どうなるか、もう満杯なのか、もっと足りないのか、その辺はメーカーさんではきちっと把握しているはずなんです。そういうことをきちっと、これからメーカーさんあたりの情報を得て、違った形の生産の仕方、この辺をきちっとわきまえて将来の計画設計をしていただきたいなと、そのように考えるんですけれども、まずいかがなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず1点目の組合の方々だんだん減少をしてきておるといふことで、そういう形のスーパー、そういったところにまとめて要は出荷の個数、その他まとまれば力といいますか、力関係になって、それも地域としても有利になると、そういうことだと思います。そういったことで、組合員の減少を歯どめをかけたいというお話もされておりましたけれども、私もそういうふうに思いますので、このことにつきましては地域の協力を得ながら、今後、進めていきたいというふうに思います。

それから、森産業につきましては、そういったことで今まで技術のアドバイザーとか、それから個人のところに出向いていただいて、いろいろなアドバイス・技術指導等いただいております。そういったことを私も重々承知をしてございます。今後とも良好な関係を保ちながら、森産業さんのご提言も聞きながら、上尾幌のキノコの菌床の振興に、そういったほうも聞きながら役立てていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 先ほどもちょっと触れましたけれども、やはりこれから我々生き残っていくためには、やはり同等の勝負せんきゃならないですよ、どうしても。そうなると、今の50万菌床の生産では対応できないですよ。厚岸町の菌床センターというのは、まず北海道でナンバーワンの施設だと思うんです。まだまだ何というか小規模な施設、菌床つくっているところが何か所かあるんですけれども、まだまだあそこよりも規模の小さいそういう工場でも100万以上つくっているんですよ、年間。多いところは150万ぐらいで、大体3倍ぐらいつくっているんですよ。だから、あの菌床センターはフル活動すれば、100倍以上にもできるわけなんですけれども、これから生き残るためにはぜひロットでもつ

て勝負もせんきゃなんないわけですから、この辺も考えていただきたいなというのが一つあります。

それから、先ほどから用地についてのご議論をしていただいております。私なりにどうしたらいいのかなというのは、考えはあったんですけども、それでちょっとお聞きしたいのは、先ほども学校グラウンドの跡地の話ありましたけれども、あそこ一時、ヘリポートの話もありましたよね。たしかあったと思って、ヘリポートの離発着地というんですか、そういうことでもって転用できるのか。

それから、また、残念ながら上尾幌、今、子供さん、ほとんどいないんですけども、あそこ児童公園があります。児童公園も非常にハウス建てるには立地のいいところです。あの辺をそういうものに転用していけるものか、この辺の見解をちょっとお伺いしたいんですけども。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず1点目の関係であります。現在、50万菌床ということで、菌床センター生産をしております。この増の考えといいますか、今後の方針といいますか、そういったご質問でありますけれども、この件につきましては、現場の声もちろん必要だと思います。人員、あるいはスペースのほうも関係してくると思います。そういったキノコ菌床、あるいはそういった生産者の状況等勘案しながら、これらについてはいつか将来必ずこの話が出てくるとは思います。そういったことで現場ともこの件については、協議して検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、児童公園のほうの民地の関係につきましては、今のところ私どもとしては、児童公園を経営するという考えは、現在のところは持ち合わせてございません。ほかに、仮に何人か今の残地が消化、収容しきれずにあふれるようなことがございます。そういったことになるとなりましたら、ほかの例えば農家の農地の保護、ほかに大きな用地があるか、そういったことも含めて総体的な形で、用地のほうを見ていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 これは、今、すぐどうのこうのということは申しません。将来、そういうことも検討に、課題にしていきたいなと、そのように考えております。

また、今の菌床センターの中にハウスが何個あるのかな、大きいのが、六つだったですね、あれも活用の仕方によっては余りたくさんいらぬんですよ。というのは、これもちょっとご返答いただきたいんですけども、当初の契約では菌床が発生して、できてから60以内に我々が持っていくと、生産者に渡すという約束だったんですよ。ところが、最近では多い人は6カ月以上も置いていると、4カ月くらいがざらなんですよ、遅い人は6カ月くらいは置いているみたいですけども、ああいう形をなくして、もっと早く生産者に渡すようなことしないと、あの大きいハウスのうち半分はまた生産に使

えるんですよ。

もう一つは、当初の契約どおり、2カ月以内に持っていく方も同じ単価、4カ月置いても同じ単価、6カ月置いても同じ単価でした。これは非常に不合理だと思うんですよ。私、前にも言ったことがあるんですけども、遅く持っていく方は自分のハウスへ持ってくると、いろいろな面で経費かかりますから、少し長くは置きたいだろうと思うんですけども、あの辺の不合理さはぜひ解消してもらいたいなど、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご意見でありますけれども、公平性を期すためにもそういう状況があれば、解消をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） いいですか。

他にございませんか。

10番谷口委員。

●谷口委員 もうキノコは腹いっぱいなんですよ。林道についてちょっと伺いたいんですけども、最近わかったんですけども、生活道路といいますか、そういう形で使われている道路の中に一部林道があると。林道の一部を生活道路と、そういうところがあるというのがわかったんですけども、今回、もう時間も迫っていますが、お願いなんですけれども、12月の議会までに、そういう林道が他にもあるのかどうなのか、資料で示していただきたいな。

例えば、今回は私が言っているのは尾幌のルークシュポール林道なんですけど、そのほかにもそのような生活道路等があるのか。それから、例えば林道として使われている、つくられたけれども、産業用の農業だとか漁業だとかその他の用途でも使われている道路があるのかというような道路があるのか。それから、農道はきちっとほとんどが町道に移管されているのかなというふうにも思うんですけども、所管課が違えばかりに、さてちょっと直していただきたいなというようなお願いをしたら、「うちではありません」と、あっさり断られてしまうとちょっと困るんですけども、そのあたりの管理がどうなっているかも含めて、資料として12月の議会までに用意をしていただきたいというふうをお願いなんですけども、できるでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 林道を所管している私の立場からご答弁申し上げます。

建設目的は林道でありますから、その林道は周辺域の森林整備に使う目的でつくったものでございますが、ただし、幹線道路を起点として終点も幹線道路につながっている道路であれば、自由に行き来できる道路もございます。そういった場合は、生活的にも

使われている道路が現実的にあります。それと、行きどまりの道路であっても、その終点に行く過程において居住されている家がある場合とか、それから何らかの作業上、使っているという道路もございます。厳密な意味で何々というふうには申し上げられませんが、ある程度の想定の中で資料はご提示できると思いますので、用意させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時44分休憩

午後 2 時45分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

資料の要求ということで、12月の次の定例会までということで、10番委員さんよろしいですね。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） じゃ、担当課、よろしくお願いします。
他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、30ページ。

3項水産業費。

今、3項水産業費でとまったんですけれども、水産業費でいいですか。

2目水産振興費。

9番菊池委員。

●菊池委員 ここでお聞きします。市場高度衛生管理システム導入事業770万円、この内容について説明願います。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この市場の高度衛生管理システム導入事業770万円の件であります。

この件につきましては、市場に現在、水槽が八つございます。そのうち六つはカキで、残るのはその他の貝、ホッキ、あるいはホタテ、アサリ、そういった水槽が一つ、残りが活魚ということで、全部で八つの水槽があるわけですけれども、今はろ過されて、殺

菌された海水を水槽にかけ流しで使用していたということで、海水入れたらオーバーフローする形で、かけ流しということでした。したがって、温度管理をする上で水槽の温度管理ができないと、そういった状況でございました。こういうことから、その温度管理をするためにはかけ流しをやめまして、循環式に切りかえると、そういったことに切りかえるために、冷凍機と加熱ヒーターを備えたシステムを導入すると、その事業がメインでございます。

それと、この事業で616万円、それから魚タンク、これはサンマとか魚タンクですけども、これが20基入れます。それが400万円。それから、貯水槽、これ現在30トン型の貯水槽が2基ありますけれども、それをもう1基ふやして3基にしたいということと、あと据えつけ工事費含めて1,623万円が事業費ということで、この事業費のうち770万円が地域の歳入でございまして、地域政策総合補助金ということで、北海道のほうから補助金として出るという、そのための事業主体が漁業協同組合であります。

以上であります。

●委員長（竹田委員） 9番菊池委員。

●菊池委員 わかりました。主に貝類、カキ、アサリ、ホタテが主体で一部活魚ですね、これを循環式の水槽に使うということですね。

それと、環境生態系保全活動支援事業、この内容に教えてください。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 環境生態系の保全活動支援事業423万円の関係でございまして。

この件につきましては、干潟、あるいは藻場、これらについては皆さんご存じのとおり、産卵場所の提供などそういった水産資源の保護、あるいは培養ということで重要な役割を果たすとともに、水質の浄化、あるいは広域的機能の発揮、それを支える社会の共通の資源でございまして、厚岸で言いますと、厚岸湖が一番いい例かなというふうに思います。こういった藻場、あるいは干潟、こういった機能については、これまでは漁業者とかが、漁業活動のかたわらに保全活動を行いながら、こういったことで維持を、こういった機能は維持をされてきたという現状がございまして。

しかし、全国的には海温の変化によりまして、保全する面積とかがだんだん大きくなりまして、そのほかに、それと反比例するように漁業者も減少して来たり、あるいは高齢者の方が高齢化によって、必要な活動量が全国的に確保できなくなった。そういうことから、藻場、あるいは干潟の持っている機能の低下、そういったものが目立ってきたということで、このままだと資源がどんどんどんどん減って来たり、水揚げの減少、あるいは水質の悪化につながるということで、漁業者が地域を交えて行う干潟、あるいは藻場の機能回復と維持に関する活動を行った場合に、国がそれを支援していくという事業が今回新たにできました。

今回は、たまたまこの事業に該当するのが昆布漁場の改良事業と、それからサンカツブの事業がこの事業に該当するということになりまして、環境生態系の保全活動を行

う組織に対して交付金の交付を行うと、そういった内容であります。

今まで町で単独で、町単の事業で昆布の漁場改良事業とサンカクツブの事業やっございましたけれども、今後、5年間この一部ですけれども、サンカクツブのほうは全額ですが、昆布の漁場の改良事業については、一部この交付金事業でできることになったということで、この事業を行うことによりまして、町と漁業協同組合、それから漁業者、それぞれの負担が減ることになったので、この事業を行いたいということで今回、補正計上をしたわけでございます。

その補正の内容でありますけれども、まず昆布漁場の改良事業については一部1,220万円、国の交付金事業で行うことになりました。通常であれば、今まで5,000万円の事業規模で行っていた昆布漁場の改良事業、そのうち1,220万円を国の事業に振りかえます。したがって、振りかえた関係で、国50・北海道25の補助金が出ます。それで地元負担金、これは地元負担ということで25%、305万円、これについて生態系の保全事業に充てようと、この負担金が305万円。それから、サンカクツブの地元の負担金、これは地元負担金が全部で101万7,000円という形で、これらを合わせて全部で432万円という事業費で予算を計上させていただいたという内容でございます。

●委員長（竹田委員） 9番菊池委員。

●菊池委員 わかりました。結局、近年、外来種も増えて、生態系の変化かが起きている動植物、動物にしても植物にしても生態系の変化が起きていると。外来種の動植物が増えてきていますから、肉食性マキガキ駆除事業を先ほど課長の説明では、振りかえで実施するものということで説明ございましたけれども、干潟、藻場これらの保全活動に使用するというところでございますね。わかりました。いいです。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、3目漁業管理費。5目養殖事業費。
34ページ。
6款1項商工費、1目商工総務費。3目食文化振興費。
ございませんか。
10番谷口委員。

●谷口委員 ここの味覚ターミナルの整備事業、何か冷凍機がどうのこうのというようなお話でしたけれども、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

今回上げております工事請負費136万5,000円の内容でございますけれども、これにつきましては味覚ターミナルコンキリエ施設2階にあります冷凍庫、それから冷蔵庫、これが建物施設としてあるわけでございますけれども、こちらのほうの冷却用のコンプレッサーの機械、これは3階のほうに系統として持って、機械そのものは3階の屋上に据えつけてございます。その2基あるうちの1基がダウンしてしまった、故障してしまったということによります取り替えの交換工事でございます。内容につきましては、そういう内容になってございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 この冷凍機だとか冷蔵庫だとかこういう機械類というのは、これは町の施設なんですか、それとも第三セクターの設備なんですか、どっちなんですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

施設につきましては、基本的に全部町のものということでございまして、一部備品関係でコンキリエのほう、いわゆる会社側のほうにお預けしているのもございますけれども、今回の場合は建物施設の設備の一つということでございまして、これにつきましてはの考え方は、基本的にすべて所有者である町のほうでの補修という形で、これまでにも行ってきている内容のものでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 コンキリエの営業内容、実績等を考えると、余りああだこうだということになると、大変なのかなと思いますけれども、やはり一般的に商売をやる場合は、建物等は、大概是借りても中の物、あるいは内装等はそれぞれの業者、企業が自分の商売に合ったようにやっていくのが当たり前ですよね。テナントとして入る商売の人たちが、一々おまえのところのビルに冷蔵庫がないからできないなんていう商売はある意味、普通はあり得ないことだと思うんですけども、そうであればやはりこういうものに対しても、自前でやれるような方向に持っていくという努力もどこかで行っていただかなければ、やはり困るんではないのかなというふうに思うんですよね。あれも町の施設、これも町の施設、それでもうけだはコンキリエというのでは、やっぱり町民も納得しないことになるんではないのかなというふうに思うんですよ。その辺については、営業努力をしながらもやっぱりそこら辺も改善もしていくと、あるいは町のほうは改善を促すという立場をとっていただかなければ、困るんではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思いますけれども、今回の冷蔵庫、冷凍庫というのは、いわゆる建物の中の間仕切りといいたいでしょうか、そういう一つの区画として設置されている、いわゆる移動してうごかせれるような内容のものではないと、建物を設備施設の一部だということでご理解をいただきたいと思うんです。

基本的に、これまでの考え方でございますけれども、会社のほうにおきましては要するにあの建物、いわゆる町の施設設備これを利用して、そこの物を利用しながら、そこでの販売であるとか、食品の提供であるとか、それから管理・運営、こういったようなものをすべて今現在指定管理ということですから、そちらのほうを運営・管理を行ってもらうという基本的な考え方でこれまでも来てございます。

そういうような状況の中で、当然、契約でございますから、そういった考え方の中で基本的には管理を委託する町側のほうで施設のほうについての補修、こういったものについては行っていくというような、基本的な考え方もって進んできているということでございます。実態として、要するに会社のほうといいたいでしょうか、身近にそういうふうにかかえられるような状態では現在ないということもございまして、現在の契約の中では双方協議という言葉になっておりますけれども、実態として今までの流れとしますと、そういう建物施設・設備については町のほうの財産でございますから、町のほうで補修をしてきているということが実態であると、このようにご理解をいただきたいというふうに思います。

- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 今、課長おっしゃっていることはわかるんですよね。立ち上げのときのいきさつ、その後の経営状況、そういうものからすると、そう簡単なものではないと。ただ、物すごい好転した場合には、そうしたらどうなるんだということなんです。当分、そういうことはないから、全然おまえ心配するなというの、だろうというふうに私は思うんですけれども、ですけれども、やはり一般的に商業活動をしている人たちは、それぞれが大変な苦勞しながら、よく血の出るようなだとかいろいろありますよね。そういうご苦勞をされながら、いろいろな工夫も凝らして事業活動進めているわけですよ。そうであれば、ここは改善できたぞというようなものも、たまには私たちにも見せていただきたいなというふうに思うんです。そのあたりではいかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 思いといたしましては、谷口委員さんがおっしゃる思いと私も同様の思いとしてありますけれども、基本的ないわゆる今の施設の状況であるとか、そういう状況から考えますと、これは今の現状の方法でやむを得ずやらざるを得ないと、こういうふうに理解しております。

将来、本当に大きく好転していったとき、こういったいろいろな手法での町への還元というような方法もあろうかと思っておりますけれども、今、ここでそれを論じるのはいかがかというふうに思っておりますけれども、現状等々、それから施設の目的だと、そういったよ

うな現状等々考えますと、これはこれまで進めてきたような形の中で当面進めていかざるを得ないだろうと、このように考えてございます。

●委員長（竹田委員） いいですか。

休憩します。

午後 3 時05分休憩

午後 3 時35分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

34ページ。

食文化振興費。

9 番菊池委員。

●菊池委員 議案第60号の説明資料で書いているのは、商工費、厚岸味覚ターミナル整備事業、事業内容、冷凍・冷蔵用コンプレッサー等更新136万5,000円、そうすると、予算書が136万5,000円合います。実施計画で見ると、さっき冷凍機の関係でしゃべっていましたが、展示用の冷凍機の整備一式、温風暖房機整備8台、こういうふうに乗っているんですよね。この辺ちょっと説明してください。事業内容の項目の名称が違うように感じるんですが。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

今回予算、それから経済危機対策臨時交付金を充当しての予算でございますけれども、これにつきましては、本年度におきまして故障が、事実が発生したということでございまして、これに伴います補修、緊急対応ということでございまして、したがって、実施計画、つまり3カ年整備実施計画の内容かと思っておりますけれども、こちらのほうに登載されている事業ではございません。これに未登載の事業を緊急的に行ったということでございます。

それで、実施計画のほうに上がっております温風暖房機類、それから展示用の冷凍機整備という部分につきましては、これは20年度までに実施済みの事業ということで、こちらのほうに掲載がされているということでございまして、展示用の冷凍機の整備という部分につきましては、20年度におきまして、これも緊急的に発生いたしましたけれども、1階の冷凍機こちらのほうの故障に対応した事業ということでございまして、今回の事業については3カ年整備計画には計上されていないということでございますので、ご理解をお願いします。

●委員長（竹田委員） 9 番菊池委員。

●菊池委員 そうすると、実施計画の総事業費2,110万1,000円、この中の135万円ではないということですか、そういうことになりますね。それから、21年度の第1年次、外部窓枠塗装工事一式、レストランカーペット張り替え、公共下水道接続工事、玄関ポーチ改修一式、813万8,000円、これとは全く違うということですね。2,110万1,000円の中に入っていないということですね、説明が。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） おっしゃられるとおりでございまして、この3カ年上の実施計画事業にはふくまっておられません。先ほども申しましたけれども、故障という事実が発生したということに伴います緊急対応ということでございますので、これら3カ年に上がっている事業費には計上されていない事業であるということでご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 他にございせんか。
2番堀委員。

●堀委員 私も同じく、冷凍・冷蔵用コンプレッサーの更新について聞きたいんですけども、先ほど来、課長のほうで説明していただきましたけれども、これは建物に附随するものなんだということなんですよね。ただ、やはり使用するに当たっては、営業するために使用するのであって、別に営業で使わなければそれはそのまま置いておけばいいだけというもので、使用に当たってこれは壊れたものであるというふうに思わなければならない。町の備品を営業で使わせるといったときには、これはやはり何らかの使用料を賦課するなりというものを考えないと、つじつまが合わないだろうと。施設の維持管理は1,500万円を払いましたよ、冬期の営業損失補償として1,000万円を委託費に上乗せしましたよといった中で、じゃ営業で使っているこういうものが壊れたものまでも、全部それじゃ町のほうで負担しますよというのはおかしいと。やはり壊れたこういうものに関しては、やはり使用料をきちんと取るという区分分けをしていかなければ、何でもかんでも町が持つというものは、町民の意識的にやはり納得というものがなかなか難しいんじゃないかと。こういうものを作って、例えば10年とかそういった中で使用料として町はもらっているんですよとか、そういうふうにしていかなければ、そういう整理を、これ以外にもほかにも営業で使っているものというのは多々あると思いますが、備品台帳よこせとは言いませんけれども、営業で使用しているものに関しては、やはり使用料を賦課する、賦課徴収するというものを整理していくべきだなというふうに思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 先ほど、10番委員さんのほうにもお答え申し上げま

したけれども、味覚ターミナル事業につきましては、立ち上げた当初から施設設備こういったものについては町で、もちろん町の施設として町の財産として管理していく。それで、基本的にそこで行う管理、それから販売、今は食事の提供もそうですけれども、そういった部分含めて、その業務を委託するという考え方のもとで行ってきてございます。ですから、そこにテナントで入って自由な営業をしてくださいとか、そういうような性格のものではなく、あくまでも町の設置した目的の業務を行わせるという中で、その業務を委託しているという考え方の中で今日まで至ってございます。

そういった考え方の中から建物本体含めまして、設備そのものについては経年の中で老朽化してきている、補修が必要になってくるというものについては、これは業務をやらせるという委託側のほうである町のほうで補修をしていく。細かな小さなものについては別件といたしまして、基本的な考え方としては、町のほうで補修をしていくのだ。その上で業務の受託行為を、委託行為といいたしまししょうか、委託行為を続けていくという考え方の中で今日まで来てございます。その考え方の中で、今回も補修を町のほうで行いたいということでございますので、その辺の点についてご理解をいただきたいというふうに存じます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 それは先ほど来、9番委員さん、10番委員さんの質問の中で答えてたからわかるんですけども、ただ、やはりそれでは納得できないというところがあるという。だから、私が聞いているのは、それを改めて整理すべきところじゃないのかと、こういうところが、そういうふうに聞いているんですけども、そういうふうにしていくという考え方はないんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） その考え方持っていくという形になりますと、いわゆるテナントでのその営業といいたしまししょうか、館を貸し出しするというような考え方に、考え方そのものを改めるというような形になろうかと思えます。

ただ、現在の味覚ターミナル事業の部分については、これまでもいろいろ議論しておりますけれども、一定の公共性というような部分を加味しながら、運営に当たってきているという内容でございます。現実的に、あそこの業務、非常に経営厳しい内容でございます。それを今すぐ改めてそういうテナント、いわゆる完全なる民間経営のほうに移すというような考え方、計画、これにつきましては今のところ持ち合わせていないということでございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 私も1,000万円の冬期の営業損失補償でもないのであれば、余りこういうことは言わないんですけども、やはり営業補償というものをしている以上、そして今年

度の第三セクターのほうの会社のほうは、黒字化の事業計画というものを持っているわけですから、そういった中では会社のほうにも体力というものは、十分にあるというふうに私方は思うんですよね。であるからこそ、やはりこういう整理というものが今後は、1,000万円の営業損失補償出していく以上は、この整理というものは避けて通れないんじゃないかと思うんです。

そちらのほうがそうじゃないと言うのであれば、これについては調査特別委員会のほうでもありますんで、また、そちらのほうでもやりたいと思うんですけれども、やはり町民の意識としては何でもかんでも町のほうで、建物本体が補修が必要だとかというのであれば、これは修理が必要でしょうけれども、営業で使っているこういうものまでも町のほうで、これに対して何ら使用料関係を賦課してないというのであれば、やはりこれは私方がどう町民の人方に説明しても、理解を得るといのは難しいなというふうに思わざるを得ない。先ほども言いましたけれども、これについては調査特別委員会というのでもありますから、その中でもまたやりたいと思うんですけれども、どういうふうに締めよう。そういった中では、町のほうでも何でもかんでも今までどおりというものじゃなくて、やはり今までどおりと違って営業の損失補償というものもしている以上は、町の味覚ターミナルへのかかわり方というのも考えていっていただきたいと、再考する時期に来ているのではないのかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） おっしゃられるように、現在、特別委員会ございまして、そちらのほうでもいろいろまた議論していただければなというふうに思いますけれども、先ほどからの繰り返しになると思いますけれども、私ども今、味覚ターミナルコンキリエの事業を立ち上げる段階におきまして、これについての一切町が直営でやるのではなく、その業務そのものについていわゆる民間委託をするんだという形の中で、その管理、それから業務、運営ですね、館を使っての運営、そちらを町にかわってやってくださいということでございます。そういう基本的な形でございます。

これが、今の指定管理業務の協定の中にも、継続されてきているということでございます。基本的にそこに使用料が、今日の形態からしますと、そこに使用料が発生するというような形態にはならないというふうに考えておりますし、そういった業務を継続させるために必要な部分、安定的な経営をしてもらわなければならないということございまして、これはもちろん受託した会社での自助努力、これは当然のことではございますけれども、委託側のほうとしての町、事業を継続させるために必要な措置、これも考えていかなければならない、このように私は考えてございます。そういった考え方の中のもとで、現在、これまでの補助金、あるいは委託料、それからこういった補修に対します基本的な考え方、こういう形の中で今日まで進んでいるということでございますので、その点、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

●委員長（竹田委員） 2番委員さん、よろしいですか。

他にございますか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、36ページ。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。2目道路新設改良費。

6項住宅費、2目住宅管理費。

1番音喜多委員。

●音喜多委員 今回、町営住宅、今回もという感じですが、町営住宅の施設整備管理事業ということで、今まで今回の景気浮揚策の関係含めて、いろいろやってきておりますが、この事業を含めてまだやるというか、公営住宅を維持管理していく上で、まだやらなければいけないというところはあるのかどうなのか、営繕の関係でですね。かなり物置から換気扇の問題やらずっと改良してきていますけれども、今回の事業終わって、なおかつ未着工というか、ここ改善したほうが良いという要望が出ているけれども、まだ残っているという、やらなければならないところというのは、やり残しというのかな、そういったところはまだあるんですか。今回、これですべて終わりということになるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅の維持修繕の関係でございますけれども、今回、地域活性化経済危機対策事業、こういった関連でかなりの修繕等を整備してまいりました。ただ、入居者からの要望等、これら私ども毎年、1年に1回は入居者懇談会を開いて、要望なり意見等を聞いております。この間もつい先月、入居者懇談会を開催いたしましたので、そういった要望等も聞いてまいりましたけれども、やはり換気扇の問題というのはまた出てきてございます。それは要望等の中で、今回、例えば奔渡団地等の換気扇も行いましたけれども、まだ不足している部分も出てきているといった要望等は出てきております。ただ、大まかな今まで地域の方と、入居者の方とお話をした中で要望、意見等聞いた中での改善は、かなり今回のものでされたということでございます。

ただし、今後、機械物、設備関係というのが各宮園団地、梅香団地等ではございます。そういった機械・設備関係のものについては、今後、老朽化に伴い改修が必要となると、そういったものも今後出てくることは考えているものでございます。

●委員長（竹田委員） 1番音喜多委員。

●音喜多委員 過去に要望書を出されて、今回の景気浮揚策でかなりやっていると思います。細かいことは言いませんが、やっぱりその要望の中で優先順位をつけてやってきていると思うんですよ。その優先順位を高い順に、今回の景気浮揚策の中でやられているんだろうと思うんですが、今回のこれで景気浮揚策の関連というか、ことでは今回がこ

れで最後になりますか、予算的には。今回のやり残したというか、優先順位の高い、それこそ住民からの要望というか、入居者からの要望の中で高い、今、一部としては換気扇の話も出ていましたが、これだけではないような気がするんですよ。その辺のこれからの見通し、さっき計画的にやっていかなければいけないものはあるようですけども、それはそれとして当然やっていかなければならないと思います。しかし、長年繰り越し繰り越しというか今日まで引っ張ってきて、今回の景気浮揚策でやってはきているが、なおかつ積み残しがあるのかどうなのか、その辺はいかがですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

長年、改善等必要なもので積み残しがなっているとといったものは、今回の事業で私どもは改善されたというふうに考えてございます。ただ、入居者の要望等というのは毎回やることによって、新たな要望等が出てまいります。私たちの気づかない部分も当然出てまいります。そういったことはまた随時、懇談会等の意見を聞きながら対処していきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 1 番音喜多委員。

●音喜多委員 わかりました。すると、ほぼ長年懸案になっていた重要なことというか、大事なことについては、今回、一区切りがついたというふうに理解していいわけですね。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

長年懸案となっていたということですがけれども、それは地域か入居者の方から意見と要望等があった話の中では、今回の事業等で、ほぼやれたというふうに考えてございます。ただ、年月たっていくことに従って老朽化する、例えば壁の塗装だとかそういった維持修繕等は、今後、定期的なサイクルの中でまた行っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、40ページ。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費。

13 番室崎委員。

●室崎委員 この訴訟事務というのが出ているんですが、この内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） お答えさせていただきます。

今回の訴訟事務、費用弁償として1万1,000円計上させていただきましたのは、平成19年に発生いたしました上尾幌中学校で起きました事件に絡みまして、傷害賠償請求事件がとり行われておりまして、今回、何回かずっと公判が続いておりますが、実は今日、公判の日でありまして、その公判に、（発言する者あり）

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後3時58分休憩

午後3時59分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

●管理課長（須佐課長） 大変申しわけございません。慎重に答えさせていただきます。

その公判が現在続いております、実は今日、その公判にかかわってそれぞれの証人尋問が行われております。私どもの証人として立っていただく方の費用弁償として、今回、補正予算を計上させていただきました。

よろしく願いいたします。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 民事事件なんですね。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） これは、民事の損害賠償請求事件でございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 過日の交通事故のその後の経過というか、それはどうでしょうか、教えていただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 実は、6月に発生しました交通事故、その後、私どもの運行しておりますスクールバスの運行管理体制をきちっと見直しをしたいというご報告をさせていただきますし、そういった中では、これまでの運行体制をさらに改めながら、必要な要綱等々を整備させていただきますして、現在、委託をしております業者のほうにも私どもの考え方、スクールバスの運行マニュアル等も作成しまして、きちっと説明させていただきます。

なお、これらの取り組みにつきましては、その後、遺族のほうにもお伺いしまして、こういった形で教育委員会のほうでは運行体制を改めて、きちっと対応させていただくという旨をご報告させてもらいましたし、これまでさまざまな、若干、自宅敷地内への乗り入れの問題等々懸念をされておりましたが、そういった部分での今後の対応について明確な基準をつくりまして、現在、運行させていただいているところでございます。

先般、7月23日の道新にもその旨、委員会での運行方法を改めるという形で報道もされまして、こういった形で現在それぞれ運行させていただいております。

なお、これまでは不明確な形で自宅敷地内への乗り入れというのをやっておりましたが、そういった中で今回のことを契機に、父母のほうから自宅敷地内への乗り入れの申出書というのをいただきまして、自分の敷地の管理は自分もきちっとするという前提で、そういったお互いの納得した形での乗り入れをするということもルール化しまして、今、すべての皆さんからそういった届出書をいただきまして、私どもも運行させていただいているという状況でありますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすると、スクールバスについては、この間の新聞報道と今の説明のとおり、運行の改善、運行等検討しながら改善をしてきていると。これは全町的に、そういう方向で変わったんでしょうか。例えば、糸魚沢であるとか尾幌とか上尾幌も、上尾幌なんかは余りないですけども、そういうふうにしてすべて敷地内の乗り入れ等も行うというふうになってきているんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今、お尋ねにありましたとおり、太田のほうの小中学校については、夏休み前にそういったことをやってきましたし、その後、真龍小・中学校、それぞれ学校のほうから説明をし、あるいは父兄に書類の提出を求めて、それぞれ提出させていただいておりますので、糸魚沢や尾幌、上尾幌の部分もそういった意味で、自宅敷地内の乗り入れについては手続を全部終わっております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目事務局費。

2項小学校費、1目学校運営費。2目学校管理費。

3項中学校費、2目学校管理費。

10番谷口委員。

●谷口委員 厚岸小学校も耐震の補強事業あるんですけども、今回、耐震補強事業行うに当たって全校舎、まことに申しわけないんですけども、厚岸小学校も含めて答弁願いたいんですけども、全校舎含めて耐震補強事業をやるということでしょうか、この事業費は、どこからどこまでをやるとなっている事業費なんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 小学校につきましては、一番古いほうの校舎等の部分の補強工事になりますし、中学校は校舎の部分、全部になります。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 前に100何十万円だかで事業費組んでいましたよね、厚岸小学校、180万円だったかな、ちょっと予算忘れた。前に耐震補強工事か何かを、あれは調査費、そうか、わかりました。これは古いほうの校舎を厚岸小学校はやる、それから中学校は校舎全体をやるということですね。わかりました。

それで、結果的に今度は、厚岸小学校は古い校舎ですから、ほとんど使われていないから完全に行き来できないようにして工事を進めますよね。ところが、厚岸中学校は全校舎が耐震補強工事の対象校舎というですよ、そうしたら耐震補強工事をやらない校舎というのは、いつ大きな地震が来てペしゃといくかわからない校舎で、今、子供たちが勉強しているということなんですよ。ですから補強工事をやるということになると思うんですけども、厚岸小学校は完全に補強工事が必要なところは行き来できなくなっていますけれども、厚岸中学校はどうやってやるのですか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 厚岸小学校の措置をとるときも、ご理解いただいたんですけども、ごく一部の特別教室だけなんですよ、厚岸小学校の場合は。ですから、あえてあそこを使わなくても若干の安い改修費を使うだけで、あそこを使わずに工事ができるということなので、厚岸小学校の場合は、今、立入禁止の措置をとらせていただいております。

ただ、そのときもお話ししたんですが、構造上、厚岸中学校の耐震補強は一棟ですから、今回の耐震調査をすれば、それなりの低い数字が出てくるであろうということは想定されますし、それについて言うと、学校を休んでやるということにはなりませんので、できるだけ早くの機会に学校を使いながら、耐震補強工事をしていきたいというふうに考えます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そこで、この耐震補強工事がどのぐらいかかるのか、あるいは子供たちが勉強することに、この工事をやることによる、やっている間の支障が出るのか、その辺具体的に今示されていませんけれども、言ってみれば危険な校舎ということでしょう。耐震補強工事、危険でなかったら耐震補強工事なんかする必要ないんだから、こんなべらぼうなお金使って、そうでしょう。ですから、これだけの補強工事をしなければならぬ校舎が、やった後は安心して授業ができるかもしれないけれども、終わるまでは安心できる校舎ではないということなんです。そうでしょう。それでないと、何もこんな耐震補強工事なんてする必要ないんだから、そのために万が一、その工事がどういうふうにやられるから大丈夫なんだと、方法はどういうふうになるのか。外側を固めていくのか、中に何かをするのか、工事をやっている間に子供たちに危険が及ばないような対策はどういうふうにとるのか、そういうものもきちんと説明していただかなければ、使いながらやるという方向だと思いますから、この辺を詳しく説明していただかなければ困ると。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今回、補正に盛らせていただきましたのは、現在、実は耐震診断を7月の補正予算のときに決定いただきまして、診断を実施している状況であります。診断結果が、この後、提出されてきます。それを待って、財源対策をした場合に、工事に支障が来す恐れがあるということで、今回、交付決定、既に補助金の交付金の交付決定も来ていますし、起債の対応等もありますので、事業費をおおむね予算計上させていただきました。

これからの補強工事のスケジュールといたしましては、現在、前段言いましたとおり、耐震診断をやっている最中でありまして、10月には耐震の判定委員会のほうに、それらの診断結果を持ち込みまして、判定委員会の審査を受けることになっております。その審査に基づきまして、この後、耐震の初めて工事の設計にかかっていくということになります。その設計に当たりまして、今、委員言われましたとおり、学校を使いながら工事をしていくという計画でありますので、どういった設計をしてくるか、どういった工法を選択してくるかということが出てきます。その耐震設計が上がった段階で、改めて耐震改修工事に当たる診断をまた受けることになります。その診断を判定委員会で受けた後に、今度は今回補正に組んでおります交付金の交付申請が始まり、事業にかかっていくという段取りになっておりますので、そういった耐震設計を行っていく

段階においては、今、言われましたとおり、学校を使いながら工事を進めるということでもありますから、慎重の上にも慎重を期して設計をしていただくということは、こちらから伝えたいというふうに考えていただきたいということを申し述べたいと思っております。

以上であります。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 済みません。もう一度、それじゃタイムスケジュール、今、診断やっていますよね。それから、判定委員会だとか、それに基づいてまた診断をやって、それから設計をして、お金の工面をして、工事にかかっていくというふうになっていくみたいなんですけれども、今、描いているスケジュールちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 4 時15分休憩

午後 4 時21分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
管理課長。

●管理課長（須佐課長） ただいまお配りさせていただきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。

前段、先ほどの説明の中で、厚岸中学校の校舎の耐震というふうに説明しましたが、厚岸中学校の場合、校舎も屋体も含めて耐震を図るということで、大変不十分でございましたので、訂正させていただきます。

資料を見ていただきたいと思います。7月から耐震診断業務委託しておりますが、今回、これは11月末までの工期で診断業務を委託しております。その業務につきましては、7、8、9に書いている耐震診断と合わせまして、10月のところに書いてあります診断判定委員会の判定を受けるまで、受けるところまでの業務を委託しているところでございます。現在、11月の末をめどに、この判定委員会の判定が出てくることになっております。そういう形で業務が進められております。

これが判定をいただきました後に、改めて耐震設計の業務委託をいたしまして、先ほども説明させていただきましたが、校舎を使いながら、学校を使いながら、授業しながら耐震の補強工事をやっていくための具体的な、工事の設計業務に当たっていただくこととなります。その設計が終わったと同時に、また改めて耐震の改修判定委員会、こちらの工事に対する判定もしていただくことになっておりまして、これらがすべて終了して初めて2月になると思っておりますが、道のヒアリングを受けて交付金の交付申請ということで、今年度、安全・安心に係る学校づくり交付金、今回が有利な補助率を適用してお

りましたので、今年度応募した、こういった交付申請を行いまして、まず、交付決定を受けたというところであります。その後、繰越明許で今回上げておりますが、3月に入札、議会の議決をいただきまして、工事は4月に着工という形になっていくスケジュールを今描いているところであります。

よろしく願いいたします。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 1月のところにある耐震改修判定委員会の決定が、結果的にはスケジュール云々かなど。校舎を使うか使えないかというのも、このあたりが一つの基準、この判定が基準になるのかなというふうに思うんですけども、校舎を使いながらできるという判断は、この資料で見ますと、その判断をくだすことができるのか。使っていたからいいわということなのか、それとも当面使えますよという判断は、だれがどのようにするのか、それもちょっと。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ここで言う判定委員会の例えば、二つ目の1月の部分につきましては、耐震診断で判定されると。それに対して、それが例えば1.6なり2.0なりという基準を下回る数字が出ます。それに対して、今回の設計がそれをちゃんとクリアできるかということを判定するということです。工法につきましては、全国各所で学校使いながら耐震補強をするという工事は行われておりますので、その技術的な問題という部分については、ここで判断するかということではないと思います。ただ、耐震診断の結果を受けて、どういう補強の仕方が最善であるかというのをもちろん設計の中に生かし、それに対して判定を下されると、その工事でちゃんとした耐震が確保されるかどうかの判定が1月に行われるというふうに考えています。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 厚岸小学校は、今、完全に使えないようにしているわけでしょう。そういう判定結果が出ているということに基づいて、だけれども、厚岸中学校は利用しながら工事を進めていくと、危険だからもう使わないようにしているわけでしょう。危険でないのに、工事まだ全然かかってもいないのに、早々と4月1日から使えなくしているわけでしょう。厚岸小学校は。ところが、厚岸中学校の場合は、使いながらやるからということで、一切そういうことはしないで工事をやろうとしているわけでしょう。その違いというのは何なんですか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後4時27分休憩

- 委員長（竹田委員） 再開します。

教育長。

- 教育長（富澤教育長） ですから、最初のお話ししましたが、あくまでも空き教室がある中で耐震補強工事を必要という中で、厚岸小学校の場合については使わないでできる態勢がとれるという中でとらせていただいたと。でも、そのときにも既にお話ししましたけれども、ほかの学校が対象となった場合については、利用した中で耐震補強工事を行うことが想定されますということはお話ししましたし、僕たちは外に出なければ非常に危険であれだというふうな認識というのは、いわゆる震度 6 強なり何なりという大きな地震があったときに、危険性があるというのが今回の耐震診断ですから、そういう意味で言えば、道内ほかのかなりの 20 何%以上の学校がそういう状況にあるというのは、もちろん皆さんご存じのとおりだと思うんですね。

ですから、この工事をやることによって危険度が増すということは、もちろんないというふうに考えておりますし、そういう意味で言うと、ほかの学校も同じようにやっている、しかも今入っているのと同じ危険度だと思うんですよ。今も。そういう意味で言うと、その工事をやることによって危険度が増すということではないし、もちろんその点については例えば音が出る、振動が出るというような工法については、例えば夏休みにやるとかいろいろなふうな部分については、設計の段階で協議してまいりたいと思いますし、できるだけ中学校の運営に支障来さないような形で、できるだけ進めてまいりたいというふうに考えております。

- 委員長（竹田委員） 10 番谷口委員。

- 谷口委員 教育長の言わんとすることはわかるわけ。けれども、片方は大げさに 4 月 1 日からバリアして一切行けなくしてしまうと、ところがこの予算が出てきたのは今回なわけでしょう。半年もたってからようやく予算が出てくる。片方は大げさにやっておきながら、片方はようやく今回そういう見解を出して予算を出してくるということで、私は、余りあおるといことはしたくはありませんけれども、片方やっておけば、片方は大丈夫なのかということが、同じ重なる父母の方がたくさんいるわけですから、どうなんだということにだってなりかねないのではないのかなというふうに思うんですよ。その辺はもう少し、厚岸小学校がかかるときには慎重にやったほうがよかったのではないのかなと、私は思うんですね。だから、教育長は教育長の見解があるかもしれないけれども、それは、私はとやかく言いません。

それで、今回この工事なんですけれども、この工程からいくと、最終的にはいつ終わるんですか。工事のめどみたいなのは、これに書かれていませんけれども。着手は 4 月ということになっていますけれども。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） お答えいたします。

委員、先ほど厚岸小学校の件おっしゃいましたけれども、ただ、厚岸中学校の耐震の度合いがまだ出てないんですよ。ですから、例えば、どの位置が弱い、例えば縦が弱いとか横が弱いとかというのは、厚岸小学校のときも出てきましたけれども、この位置が弱いとか、あの位置が弱いというものが出た中で、当然、クロスを何本入れるとか、いろいろな工法がありますので、どの工法を選ぶのが適切であるというのは、これは診断結果出た中で、設計事務所と町側が協議をしてやっていく問題ですから、今段階でどのような工法で、いつまでということについては、私たちは今年度の繰り越しの予算を持って22年度に実施したいという、するという以上には、今の段階では期限を切るのは非常に難しいというふうに判断しております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

1 番音喜多委員。

●音喜多委員 私が聞いたかったことは、今、この工程表と説明の中で重々わかりました。特に、繰越明許費に係っているものですから、どの程度までいくのかなということがちょっと基準になっていたものですから、そのことを聞いたかったんですけども、結果的にはこれ1月の判定が出なければ、どういう工法でどれだけかかるかということが出てこないということですから、まさしく繰越明許費になっちゃうなというふうにわかりましたので、結構です。

●委員長（竹田委員） 答弁はよろしいですね。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、42ページ。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。2 目生涯学習推進費。3 目公民館運営費。4 目文化財保護費。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、44ページ。
6 項保健体育費、2 目社会体育費。3 目温水プール運営費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
次に、第2条、繰越明許費。
4 ページをお開きください。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 次に、3条、債務負担行為の補正。
5 ページをお開きください。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 次に、第4条、地方債の補正。
6 ページをお開きください。
総体的にございませんか。
13番室崎委員。

- 室崎委員 ここでちょっと確認しておきたいんですが、昨年度末に出た地域活性化生活
対策臨時交付金と今年度の地域活性化経済危機対策臨時交付金、合わせると5億2,000万
円ぐらいでしたかね。いいんです。5億ちょっとだと思えます。これについての事業枠
については、今回の予算を持って大体すべて張りつけが終わったというふうに考えてよ
ろしいのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お配りしてある資料のとおり、いわゆる経済危機対策分300万
円が、まだ、予算計上されていないところでございます。

- 委員長（竹田委員） 他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議あり 討論あり」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

13番室崎委員。

- 室崎委員 私は、議案第60号に反対の立場から討論を行うものであります。

心情におきましては賛成したいんだけど、どうしてもできかねるとというのが本音であります。今回の予算で地域活性化何々臨時交付金という、2本のもの合わせて5億何がしのほとんどの事業の張りつけが終わりました。これを見ていきますと、大変言葉は悪いんだけど、営繕と備品購入に終始しているという気がしてなりません。

一般質問の際の副町長のご答弁の中でも、ただし営繕というものについては補助金もないと、だからこういうときでなければできないという事情もわかってくれというご答弁ありました。私もそれはよくわかります。ただ、出すから営繕が悪いとか備品購入が悪いというんじゃないんです。全部がそれに偏っているというのが、やっぱりおかしいんじゃないかというふうに思います。

また、今回の補正予算での目玉は、戸籍の電算化7,600万円の予算でしょう。こういうものが優先されて、私、一般質問のときにもちょっとお聞きしましたが、例えば産業振興、漁業や農業やあるいは林業の中のキノコについてもちょっと言いましたけれども、こういうものをもっと膨らませていくために、今、こういう手を打とうというようなものが、この臨時交付金を利用して行うというものがない。

また、広い意味での福祉生活支援であります。例えば、今、非常に不況の中で苦しんでいる町民が多い、そういう中で例えば、一例を挙げればとって申し上げました。お釈迦さんの切り捨てというような問題があって、4月以降大変困っている人に手を差し伸べるというようなことがないのか、これもなかった、あるいは就労支援というものが単に例えば、何カ月かの町が雇うというような形ではなく、一つの資格取得を行うための支援を行うというようなことも考えられないのかということも提言しましたが、それもなかった。というふうに、幾つか短い時間の中では私が思いついたものを言ってもありません。

そういう中で、片一方では確かに事務の効率化も進みますし、いろいろなメリットもあります。よくわかります。それ自身をとればいいことだというのはわかるんです。ただ、今回いろいろ上げた中で、非常に大きな事業ですからあえて申し上げるが、戸籍の電算化に7,600万円かけるのならば、先にもっとこういうことをやってほしいというような町民の声がないだろうか、私は今回の補正予算をもって町民に説得する自信がありません。

したがいまして、私は非常に悲痛な思いで、この補正予算には反対せざるを得ないわけであります。

以上です。

- 委員長（竹田委員） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に、賛成の委員の起立を求めます。

（起立者多数）

- 委員長（竹田委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書お開き願います。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4ページ、歳入から進めます。

ここで皆さんにお聞きしたいんですが、相談があります。

今、款項目で進めてきてまいりましたけれども、61号からの……。

休憩させていただきます。

午後4時42分休憩

午後4時43分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

進め方は、款により進めさせていただきます。

4ページ、4款国庫支出金。

ございませんか。

1番音喜多委員。

- 音喜多委員 介護従事者、ことしの春というか、処遇改善でもって介護保険料も上がってはいるんですが、公的なところというか、今回2目でもって出ていますが、担当部門として、民間、社協含めてこの辺のところはどういうふうな情報を得ているというか、

当初からこういうふうに従業員あてに交付されるのならいいんですが、いわゆる個人に渡らないで介護施設だとか、あるいは経営者のほうに埋もれてしまうのではないかと、いう懸念、前、言われてましたね。そのことが全国的に見て、ホームページ等なんかで見ると、やっぱりそういう傾向があると。これは当初から、こういう官庁関係というか、役所的なところはきちっとそういう対応はできるだろうと思うんですが、個人経営にあっては、そのことが当初の目的どおりに、ねらいどおりにいっているのかどうかということが私どもは懸念するわけですね。

そういったことでは、監督というか、町のほうとしては、そのことは全然関知する余地はないのか、情報を得る方法はないのか、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 特別会計では、直接、関係のない部分になるんですが、科目の用語として、介護従事者の処遇改善のご質問でございますので、私のほうから答弁させていただきますが、ご承知のように、4月から介護従事者の処遇改善分の介護報酬の引き上げ、平均で3%ということでスタートをいたしました。それで、この3%分につきましては、自動的に条件が満たせば、それぞれの事業所の請求分として上乘せをして請求をするということでございますので、今、委員おっしゃられますように、これまで2度の介護報酬の引き下げという環境の中で、厳しい事業運営を余儀なくされている事業者の立場から言うと、この3%が果たして従事者の処遇改善につながるのかどうかという心配が早くからされておりました。

その分につきましては、町が直接介入をして状況を見るというものではございませんで、国が審査をする委員会というものを別に設けて、その中で具体的な検証をしていくことになっておりますので、私どもはその情報収集も含めて、特に町内の事業者の状況がどうなっていくのかというようなことは、関心の深い部分でございまして、私どもも情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

それからもう一つは、直接的に処遇改善のための交付金というものが別にございます。これは事業所が、私のところはこういう処遇改善をいたしますという届け出をした上で、月額1万円とかという処遇改善の計画をつくって、北海道のほうに届け出をし、その計画に基づいて交付がされるという制度もございます。こちらのほうは、やった結果としてどうだったのかという報告も求められる部分でございまして、こちらはまだスタートをしておりません。10月以降、届け出がされ、具体的に進んでいくということになっておりますので、その分につきましても私ども直接事業者のほうに介入ができるという立場でございませぬので、処遇改善の状況についてどういう結果になっていくのかということについては、強い関心を持っているところでございます。

委員ご承知のように、厳しい労働条件でありながら、なかなかそのことが従業員の処遇につながっていないという実態の中で、定着性も悪いという実態も全国的には言われております。私どもも、地域の介護サービス事業者の実態そのものとして、必要な人的確保ができないとなりますと、これは町全体の介護サービスに影響が出るわけでありまして、そういう意味で大きな関心を持ちながら、推移を見守っていききたいというふう

に思っております。

●委員長（竹田委員） 1 番音喜多委員。

●音喜多委員 状況はわかりました。町内には、直営の心和園という施設がありますので、そこが町内のモデルというか、模範となるかなという思いはしているんですが、今後、今、これからということですので、そういったことではよく見ていきたいなというふうに感じています。また、再度、時期見してお尋ねすることがあるかと思いますが、ぜひその辺よろしく願い申し上げて、終わらせます。今回はこれでいいです。

●委員長（竹田委員） 答弁はいいんですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、5 款療養給付費等交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 11 款繰越金。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、歳入をこれで終わります。休憩します。

午後 4 時 50 分休憩

午後 4 時 51 分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

6 ページ、歳出から入ります。

歳出に入ります。

1 款総務費。ございませんか。8 ページ。2 款保険給付費。ございませんか。10 ページ。6 款介護納付金。ございませんか。12 ページ。8 款保険事業費。ございませんか。14

ページ。9款諸支出金。ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にごございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第62号平成21年度厚岸町簡易水道特別会計補正予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。
4ページ、歳入から進めます。
進め方は、款により進めます。
5款繰入金。ございませんか。6款諸収入。ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で歳入を終わります。
次に、歳出に入ります。
6ページから進めます。
2款水道費。ございませんか。
10番谷口委員。

- 谷口委員 前にも聞いたかな、これちょっとわからないので教えてください。
太田6番道路、ゼロ円なんですけれども、何でこれが簡水の予算に出てくるのか。

- 委員長（竹田委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） お答えいたします。
太田は、現在、18年度から農水地区から簡易水道区域に変更になってございますので、こちらの会計で、「太田のどの部分を言うのですか」の声あり）個人名を言ってもよろ

しいですか。（「例えばどのあたりの線とか、6番道路だけ、これ……簡水区域……」の
声あり）現在は、太田も大別もすべて簡易水道区域でございます。たしか18年度でその
ようになったと記憶しております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（竹田委員） 歳出、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決べきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決べきものと決定いたしました。

次に、議案第63号平成21年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。進め方は、款により進めます。

1款支払基金交付金。ございませんか。2款国庫支出金。ございませんか。3款道支
出金。ございませんか。5款繰越金。ございませんか。6款諸収入。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、歳入を終わります。

歳出に入ります。

6ページ。2款医療諸費。ございませんか。なければ、8ページ。3款諸支出金。ご
ございませんか。

なければ、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決べきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。進め方は、款により進めます。

4ページ。歳入。8款繰越金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で、歳入を終わります。

歳出に入ります。6ページ。5款介護給付費準備基金費。ございませんか。8ページ。

7款諸支出金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。進め方は、款により進めます。

8款繰入金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、歳入を終わります。
次に、歳出に入ります。6 ページ。1 款サービス事業費。
10番谷口委員。
- 谷口委員 包括的支援15万8,000円ということになっていますけれども、これに関連してちょっとお尋ねしたいんですが、包括支援この事業、包括的支援となっていますけれども、介護予防支援事業だと思うんですが、この事業の主な内容、それからかかわっている人員の数、それから支援事業を受けている対象者数、ちょっと教えてください。
- 委員長（竹田委員） 保健介護課長。
- 保健介護課長（久保課長） 介護サービス事業特別会計で持っております包括的支援事業ということで、職員数でございますが、特会で持っております職員の分は1名分でございます。それから、そのほかに地域包括支援センターでは、全体で3名の人員配置がございます。介護保険事業のほうで2名分の人件費の計上というものが、当初予算の中でしております。ですから、3名の職員体制で包括事業を展開をしているということでございます。
事業メニューのほうでございますが、包括支援事業でかかわります部分が、認知症の度合いが進んでいて、自分で金銭管理等が不十分になってきている方等の生活管理指導員派遣事業というものがございます。
それから、介護になることを予防していくための元気な高齢者の事業というものが、元気生き生き教室という形で進められておりますが、こうした事業も包括支援という意味では、この中に含まれてまいります。
それから、今、申し上げました要介護・要支援の一步手前の方々、いわゆる私ども専門用語では特定高齢者という言い方をしておりますが、要支援、あるいは要介護になる危険度のリスクの高い高齢者の方々への支援事業というものも、介護予防施策として展開をしているところであります。
それから、任意的な事業としまして、家族介護者の交流事業でありますとか、それから要介護者の介護用品の給付事業等もこの中で実施をしております。
それから、委員おっしゃっている包括支援の対象者というお話でございますが、要支援で1、2の方々は、地域包括支援センターが具体的なプランを作成をして、日常生活の支援をしていくという対応になっておりまして、対象者、固定的ではありませんが、月によって変わってまいります。四十四、五名の方々が要支援1、2の方々でありまして、主に通所リハビリのサービス事業でありますとか、デイサービスを利用される中で、日常生活の支援プランのサービスを受けているという中身でございます。
- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 地域包括支援センターの仕事の中の要支援の方々が、結果的には介護サービス、通所だとかリハビリだとかのサービスを受けられる人、あるいは介護認定によっては、何のサービスも受けていない人もいるはずですよ。そうすると、受けている人、受けていない人を合わせて、全部合わせて大体月44名から45名と、この人たちにかかわる状況把握なんかを進めている人は何人ですか。

（「済みません。もう一度お願いできませんか。」の声あり）

- 谷口委員 要支援1、2の方々が、大体44名から45名いるという説明でしたよね。この人たちにかかわって、サービス事業のプランだとか、あるいは健康状況だとかいろいろなことを、一定期間でやっぱり調査をしていかなければなりませんよね。そういうプランをつくるのと、調査するのと、そういうことにかかわっている人は現在何人いるのですかということ。

- 委員長（竹田委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） ちょっとわかりにくいかもしれませんが、包括支援センターが要支援1、2でかかわらせていただいている高齢者が四十四、五人いるというのは、その数字です。生活状況の調査でありますとか、1度認定を受けた方々の3カ月ごとのプランの見直し等の作業自体は、これは包括支援センターが全部まとめてやっているという形でありませんで、要介護認定調査、初回の方が認定調査の結果、結果的に要介護ではなくて要支援のレベルで認定がされましたという方々については、包括支援センターが専らプランづくりから生活支援にかかわっていくという形でございます。認定調査の結果、要支援1、2の方々については、先ほど申し上げました包括支援センター3名の職員体制の中で、調査や支援というかわり方をしていくという流れになります。

- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 今、3名の方で仕事をやられていると。それで結果的に要支援1、2というところに介護の認定が行われると、ある意味一番うまみのないところといいますか、本来であれば他の事業所でもそれにかかわってプラン等の作成ができるけれども、結果的にそれをやることによって経営を圧迫する。そういうようなことから他の事業所では、なるべくこちらを扱わないようにしているというような話を聞くんですけども、結果的にそれを町の包括支援センターがするというになると、支援センターの仕事が非常に多くなって、それに従事している職員の仕事を大きく圧迫してしまっているのではないのかなというふうに思うんですよ。

それと、一つは非常に今多くのお年寄りの方々が、介護保険の認定基準等の変更等もあって、サービスを受けたくても受けれなくてランクを下げられてしまって、こちらに回ってくるというようなことになっている人もたくさんいるようにも聞いているんです

けれども、前には老々介護なんていう言葉が一時随分はやりましたけれども、このごろは認々介護って、認知症の人が認知症の人を介護しなければならないというようなことまで進んできているということになると、明日からまたちょっと変わるそうですけれども、その辺も含めて改善されていくのかどうなのか。あるいは担当されている職員の方々の仕事が、非常にきつくなっているのを幾らかでも改善する方向に持っていくようなことができるのかどうなのか、その辺についてはどういうふうに考えているんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 委員おっしゃられますように、介護度によって1カ月に使える介護サービス自体が、介護度が低い方ほど安いという意味では、うまみのない利用者なのかというお話では、民間事業者から見ますと、そういう表現も当てはまらないわけではない。ただ、民間の事業者は、サービスが多く使えないので要支援1、2の方をみないということではございません。要支援の方々については、地域包括支援センターが全部受けて、そのプランづくりから生活支援にかかわるといことでございますので、民間の事業所の方々のプランづくりから支援からというところまでお願いするということではありません。

ただ、現実的に訪問介護の利用とかというものも出てまいりますので、居宅訪問事業所、いわゆるペルパーを派遣する側とすれば、月間で利用できる報酬そのものが低いという意味では、おっしゃられるような部分もなきにしもあらずということではありますが、これは介護報酬がもらえるもらえないということではなくて、個々の高齢者の状態に合わせた介護サービスを提供するという責任のもとに、各事業所動いておりますので、おっしゃられるような部分については、ないのかなというふうに思っております。そういう意味で、民間事業者が毛嫌いをして全部包括支援センターに集まってきて、包括支援センターが大変かということではございません。先ほど、44から45と数字申し上げましたが、急激な減少でありますとか増加でありますとかということもこの間ございませんので、そういう意味では、まだ包括支援センターがかかわっていける範囲かなというふうに思っております。

それから、認定調査の結果、認定が低くて、あるいは非該当という形でサービスが受けられない方が出ているというお話でございましたが、おっしゃられるように、4月1日の介護認定調査のマニュアルの中では、実際に介護認定調査に入る調査員も含めて、いろいろな問題提起がされました。国レベルでも意図的に介護度を下げるとい国の意思が、そこにあるのではないかというようなことがありまして、そうではないシステムということで、既に介護認定を受けていらっしゃる方が更新される場合に、認定結果が前よりも下がったという場合には、申請された方が自分の意思としてもとに戻す、あるいは新しい認定どおりでいいというような意思表示ができるという形が、9月末まで実施がされました。

それでおっしゃられるように、あすから新しい改訂版の介護認定調査というのが始まってまいります。10月1日以降の申請のあり方については、従来の経過措置そのものは

適用しないということになりましたので、この間、やってきました介護認定調査員の調査結果、それから調査員が調査用紙に書ききれない、区別することができない特別な事情、いわゆる利用者の方がきょう調査に入ったときにはこれができるんだけれども、日常的にはそのことがうまくできていない等の特別な事項を記載をするというようなこと書類の結果、1次判定というものが出てまいります。介護認定調査会の中で、そういった1次判定の結果を見ながら、調査員の添えられた意見、それからかかりつけ医が出てきます医師の意見書というものを総合的に判断をしながら、2次判定をしていく。この作業自体は、従来もそうですし、10月1日以降も変わりません。

ただ、この間、経過措置がありましただけに、審査委員会としては、私どもはこういう判定をするのだけれども、最終的にご本人の意思で軽度に入れたものについてはもとに戻る、あるいは軽く出たんですけれども、このままでいいとか、そういうやりきれない思いの審査をやってきたというのが事実であります。あす以降はそういうものはなくなる。なくなるのは、もとに戻るのかといいますと、そうではありませんで、認定調査の項目、例えば片足でどの程度立っている姿勢を保てるのかというようなことも、従来は1分程度というものが時間的に言うと、5分間というような長いスパンで見ることによって、そのことが4月の改定分よりはきちんと現実に合った認定調査ができるような見直しがされましたので、ご心配されるような部分については、どの程度反映されるのかという部分は、まだ進んでいかないとわかりませんが、4月以降の評判の悪かった結果では出てこないというふうに私ども思っておりますし、結果がどういうふうに出るのかというのは、これからの数字として確かめていきたいというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 1款サービス事業費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。進め方は、款により進めます。

3款繰入金。ございませんか。5款諸収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、歳入を終わります。

歳出に入ります。

6ページ。1款総務費。

10番谷口委員。

- 谷口委員 課税収納がありますので、ちょっとお尋ねいたします。

来年の3月予算で、これの新たな予算があるかないかはわかりませんが、収納状況なんですけれども、厚岸町の対象者の収納状況がどうなっているのか、短期保険証とか資格証明書の発行が町内ではあるのかないのか、ちょっとお尋ねをいたします。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） お答えいたします。

後期高齢者医療保険の関係の収納率でございますが、20年度、厚岸町におけます収納率98.91%ということになってございます。

それと、短期保険証の発行でございますが、厚岸町におきましては12名の方の短期証の発行がなされてございます。

- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 非常に発足当時から、発足当時というか、この保険が始まることから年寄りを、年寄りというか、年齢で区別をするというようなことで非常に大きな問題になって、結果的には当時の福田政権が長寿保険制度なんていう名前に変えたんですよ。厚岸町では長寿という場合は、祝い金制度というのがありますけれども、国は保険制度というのをつくって、お年寄りを別な保険に押し込んでしまったというようなことで、これが非常に大きな怒りになってきていて、今回の選挙にも大いにこれが反映されたのかなとい

うふうに思うんですけれども、結果的にこの制度が始まってきて、厚岸町で12件の短期保険証が発行されているということなんですけれども、これは全道的に見ると、パーセントで言うと、非常に高い率に入っている自治体の一つではないのかなというふうに思うんですよね。

あの夕張だとか、今、非常に大変だ大変だと言っているところより、厚岸町の発行されている短期保険証の率が非常に高いんですよ。札幌市だってこんなに高くないんですよ。物すごいたくさん人がいるのに、どうして厚岸町がこういう状況になってしまっているのかということをお尋ねしたいんですが。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 質問者がおっしゃるとおり、厚岸町、この規模で12名というのは、同じようなところがないわけではありませんけれども、やはり高い部類だというふうに考えてございます。ただ、どうして率が高いのかということの分析につきましては、正直言いまして私どものほうではまだできておりません。これは、特徴は外れますので、恐らく普通徴収の中での滞納が、12件の短期保険証の交付ということに結びついているのだろうというふうに思いますが、残念ながら確たる原因をつかんでございません。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 管内的に見たら突出しているんですよ、どこか遠くの町に行くとなると意味、厚岸町よりもっとひどいところもあるんですけれども、この管内を見ると、厚岸町は突出して高いんですよ。そうすると、なぜこうなっているのかということ、実態をきちんと調査していただく必要があるのではないのかなと。老人世帯だけでこんなのか、あるいは国保と絡めてこんなのか、そのあたりも含めてきちんと調査をしていただかなければならないのではないのかなというふうに思うんですけれども、近々どうなるかはわかりませんが、お年寄りの方々が今は短期証だけれども、そのうちに資格証明書になってしまうよというようなことになって、80年、90年してから保険証を取り上げられるなんてことにする制度というのは、やっぱり変だと思うんですよ。

ですから、そのあたりをきちんと調査して、その対応をしていただきたいと。特に、これからインフルエンザ等の流行期にもなりますから、そのあたりではきちんとした対応をしていただきたいというふうにお願ひするんですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 確かに管内的にも、次に位置するのは他町村では8人が2町ほどある中で12名ということですから、確かに突出しているというふうには思います。当然、調査ということが考えられるわけなんですけれども、短期証というのはあくまで納付相談を受ける機会を増やすということが主目的でございますので、当然、これから短期

証発行者の方との納付相談する中で、どういう状況なのかということがつかめてくるだろうというふうに思います。

ご質問者、ご心配されている資格証明書までいかないような取り扱いをするべく、私どもも日常努力しているつもりでございますので、その姿勢でこの調査を含めて進めていきたいというふうに考えてございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 歳出、その他ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算7件の審査は全部終了しました。

よって、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後5時30分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年9月30日

平成21年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長